

第百三回国会 衆議院 内閣 委員會議 録 第一号

本国会召集日(昭和六十年十月十四日)(月曜日)
(午前零時現在)における本委員は、次のとおりである。

委員長 中島源太郎君

理事 石川 要三君 理事 戸塚 進也君
理事 深谷 隆司君 理事 宮下 創平君
理事 小川 仁一君 理事 元信 堯君
理事 市川 雄一君 理事 和田 一仁君
池田 行彦君 石原健太郎君
内海 英男君 鍵田忠三郎君
菊池福治郎君 塩川正十郎君
月原 茂皓君 中村喜四郎君
二階 俊博君 堀内 光雄君
山本 幸雄君 上原 康助君
角屋堅次郎君 嶋崎 謙君
新村 勝雄君 山本 政弘君
鈴切 康雄君 日笠 勝之君
田中 慶秋君 柴田 睦夫君
三浦 久君

昭和六十年十一月十四日(木曜日) 委員長の指名で、次のとおり小委員及び小委員長を選任した。
恩給等に関する小委員

池田 行彦君 鍵田忠三郎君
塩川正十郎君 中村喜四郎君
堀内 光雄君 宮下 創平君
小川 仁一君 新村 勝雄君
鈴切 康雄君 田中 慶秋君
柴田 睦夫君 宮下 創平君
恩給等に関する小委員長 在外公館に関する小委員
石川 要三君 石原健太郎君
菊池福治郎君 月原 茂皓君
戸塚 進也君 深谷 隆司君
角屋堅次郎君 元信 堯君

市川 雄一君 和田 一仁君
三浦 久君 深谷 隆司君
在外公館に関する小委員長

昭和六十年十一月十四日(木曜日)
午前十時三十分開議

出席委員

委員長 中島源太郎君
理事 石川 要三君 理事 戸塚 進也君
理事 深谷 隆司君 理事 宮下 創平君
理事 小川 仁一君 理事 元信 堯君
理事 市川 雄一君 理事 和田 一仁君
池田 行彦君 石原健太郎君
内海 英男君 鍵田忠三郎君
塩川正十郎君 中村喜四郎君
堀内 光雄君 角屋堅次郎君
新村 勝雄君 松浦 利尚君
鈴切 康雄君 日笠 勝之君
柴田 睦夫君 三浦 久君

出席閣務大臣

閣務大臣 後藤田正晴君
(総務庁長官)

出席政府委員

内閣審議官 海野 恒男君
総務庁行政官 古橋源六郎君
総務庁行政監察局長 竹村 晟君
経済企画庁調整局長 赤羽 隆夫君
林野庁長官 田中 恒寿君
中小企業庁長官 見学 信敬君
運輸省航空局長 大島 士郎君
建設政務次官 谷 洋一君

委員外の出席者

大蔵大臣官房調査企画課長 畠山 蕃君
建設大臣官房審議官 杉本 康人君
建設大臣官房審議官 片山 正夫君
内閣委員会調査室長 石川 健一君

委員の異動

十月二十四日 山本 幸雄君 補欠選任 綿貫 民輔君
同日 池田 行彦君 補欠選任 相沢 英之君
同日 鍵田忠三郎君 補欠選任 武藤 嘉文君
同日 菊池福治郎君 補欠選任 河野 洋平君
同日 月原 茂皓君 補欠選任 伊藤宗一郎君
同日 日笠 勝之君 補欠選任 正木 良明君

同日

同日 相沢 英之君 補欠選任 池田 行彦君
同日 伊藤宗一郎君 補欠選任 月原 茂皓君
同日 河野 洋平君 補欠選任 菊池福治郎君
同日 武藤 嘉文君 補欠選任 鍵田忠三郎君

同日

同日 相沢 英之君 補欠選任 池田 行彦君
同日 伊藤宗一郎君 補欠選任 月原 茂皓君
同日 河野 洋平君 補欠選任 菊池福治郎君
同日 武藤 嘉文君 補欠選任 鍵田忠三郎君

同日

同日 相沢 英之君 補欠選任 池田 行彦君
同日 伊藤宗一郎君 補欠選任 月原 茂皓君
同日 河野 洋平君 補欠選任 菊池福治郎君
同日 武藤 嘉文君 補欠選任 鍵田忠三郎君

同日

同日 相沢 英之君 補欠選任 池田 行彦君
同日 伊藤宗一郎君 補欠選任 月原 茂皓君
同日 河野 洋平君 補欠選任 菊池福治郎君
同日 武藤 嘉文君 補欠選任 鍵田忠三郎君

同日

同日 相沢 英之君 補欠選任 池田 行彦君
同日 伊藤宗一郎君 補欠選任 月原 茂皓君
同日 河野 洋平君 補欠選任 菊池福治郎君
同日 武藤 嘉文君 補欠選任 鍵田忠三郎君

同日 上原 康助君 補欠選任 松浦 利尚君
同日 松浦 利尚君 補欠選任 上原 康助君

十月十四日

地域社会における公共サービスの向上のための新社会システムの開発に関する法律案(鈴切康雄君外三名提出、第百一回国会衆法第一八号)
国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案(伊藤宗一郎君外九名提出、第百二回国会衆法第三〇号)
十一月十二日
許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律案(内閣提出第一号)
十月三十日
国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案反対に関する請願(梅田勝君紹介)(第一号)

同日 浦井洋君紹介(第二号)
同日 小沢和秋君紹介(第三号)
同日 岡崎万寿秀君紹介(第四号)
同日 経塚幸夫君紹介(第五号)
同日 工藤晃君紹介(第六号)
同日 佐藤祐弘君紹介(第七号)
同日 柴田睦夫君紹介(第八号)
同日 瀬崎博義君紹介(第九号)
同日 瀬長亀次郎君紹介(第一〇号)
同日 田中美智子君紹介(第一一号)
同日 津川武一君紹介(第一二号)
同日 辻第一君紹介(第一三号)
同日 中川利三郎君紹介(第一四号)
同日 中島武敏君紹介(第一五号)
同日 中林佳子君紹介(第一六号)

同(野間友一君紹介)(第一七号)
同(林百郎君紹介)(第一八号)
同(東中光雄君紹介)(第一九号)
同(不破哲三君紹介)(第二〇号)
同(藤木洋子君紹介)(第二一号)
同(藤田スミ君紹介)(第二二号)
同(正森成二君紹介)(第二三号)
同(松本善明君紹介)(第二四号)
同(三浦久君紹介)(第二五号)
同(榎輪幸代君紹介)(第二六号)
同(山原健二郎君紹介)(第二七号)
同(梅田勝君紹介)(第二八号)
同(浦井洋君紹介)(第二九号)
同(小沢和秋君紹介)(第三〇号)
同(岡崎万寿秀君紹介)(第三一号)
同(経塚幸夫君紹介)(第三二号)
同(工藤晃君紹介)(第三三号)
同(佐藤祐弘君紹介)(第三四号)
同(柴田睦夫君紹介)(第三五号)
同(瀬崎博義君紹介)(第三六号)
同(瀬長亀次郎君紹介)(第三七号)
同(田中美智子君紹介)(第三八号)
同(津川武一君紹介)(第三九号)
同(辻第一君紹介)(第四〇号)
同(中川利三郎君紹介)(第四一号)
同(中島武敏君紹介)(第四二号)
同(中林佳子君紹介)(第四三号)
同(野間友一君紹介)(第四四号)
同(林百郎君紹介)(第四五号)
同(東中光雄君紹介)(第四六号)
同(不破哲三君紹介)(第四七号)
同(藤木洋子君紹介)(第四八号)
同(藤田スミ君紹介)(第四九号)
同(正森成二君紹介)(第五〇号)
同(松本善明君紹介)(第五一号)
同(三浦久君紹介)(第五二号)
同(榎輪幸代君紹介)(第五三号)
同(山原健二郎君紹介)(第五四号)
同(梅田勝君紹介)(第五七号)

同(浦井洋君紹介)(第五八号)
同(小沢和秋君紹介)(第五九号)
同(岡崎万寿秀君紹介)(第六〇号)
同(経塚幸夫君紹介)(第六一号)
同(工藤晃君紹介)(第六二号)
同(佐藤祐弘君紹介)(第六三号)
同(柴田睦夫君紹介)(第六四号)
同(瀬崎博義君紹介)(第六五号)
同(瀬長亀次郎君紹介)(第六六号)
同(田中美智子君紹介)(第六七号)
同(津川武一君紹介)(第六八号)
同(辻第一君紹介)(第六九号)
同(中川利三郎君紹介)(第七〇号)
同(中島武敏君紹介)(第七一号)
同(中林佳子君紹介)(第七二号)
同(野間友一君紹介)(第七三号)
同(林百郎君紹介)(第七四号)
同(東中光雄君紹介)(第七五号)
同(不破哲三君紹介)(第七六号)
同(藤木洋子君紹介)(第七七号)
同(藤田スミ君紹介)(第七八号)
同(正森成二君紹介)(第七九号)
同(松本善明君紹介)(第八〇号)
同(三浦久君紹介)(第八一号)
同(榎輪幸代君紹介)(第八二号)
同(山原健二郎君紹介)(第八三号)
同(上田哲君紹介)(第八五号)
同(梅田勝君紹介)(第八五号)
同(小沢和秋君紹介)(第八六号)
同(林百郎君紹介)(第八七号)
同(藤木洋子君紹介)(第八八号)
同(三浦久君紹介)(第八九号)
同(防衛費パーセント増堅持に関する請願(近江已記夫君紹介)(第九四号)
同(浅井美幸君紹介)(第九五号)
同(小谷輝二君紹介)(第九六号)
同(春田重昭君紹介)(第九七号)
同(正木良明君紹介)(第九八号)
同(矢追秀彦君紹介)(第九九号)

同(矢野純也君紹介)(第一二〇号)
旧台湾人元日本軍人軍属の補償に関する請願
(野中広務君紹介)(第一二〇号)
筑波研究学園都市手当新設に関する請願(三浦久君紹介)(第一二四号)
十一月十一日
スパイ防止法制定に関する請願(平泉渉君紹介)(第一四六号)
同(戸塚進也君紹介)(第一六八号)
同(野間友一君紹介)(第一六九号)
同(船田元君紹介)(第二五三三号)
同(櫻内義雄君紹介)(第二八八号)
国家秘密に係るスパイ行為等の防止に関する法律案反対に関する請願(山原健二郎君紹介)(第一五一号)
同(柴田睦夫君紹介)(第一六五号)
同(不破哲三君紹介)(第一六六号)
同(藤木洋子君紹介)(第一六七号)
同(岡崎万寿秀君紹介)(第二二六号)
同(工藤晃君紹介)(第二二七号)
同(柴田睦夫君紹介)(第二二八号)
同(新村勝雄君紹介)(第二二九号)
中小企業専任大臣設置に関する請願(井上一成君紹介)(第一六三三号)
同(井上一成君紹介)(第二五四号)
国民の休日に関する請願(伊東正義君紹介)(第一六四号)
防衛費の削減に関する請願(中村正男君紹介)(第二八七号)
は本委員会に付託された。

○中島委員長 これより会議を開きます。
まず、国政調査承認要求に関する件についてお諮りいたします。
今会期中、国の行政の改善を図り、公務員の制度及び給与の適正を期する等のため
行政機構並びにその運営に関する事項
恩給及び法制一般に関する事項
公務員の制度及び給与に関する事項
衆議院に関する事項
以上の各事項について、小委員会の設置、関係各方面からの説明聴取及び資料の要求等の方法により、国政調査を行うこととし、議長にその承認を求めたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○中島委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。
○中島委員長 次に、小委員会設置の件についてお諮りいたします。
恩給等調査のため小委員十一名から成る恩給等に関する小委員会
及び
在外公館にかかわる諸問題を調査するため小委員十一名から成る在外公館に関する小委員会を、それぞれ設置したいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○中島委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。
なお、小委員及び小委員長の選任につきまして、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。
〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○中島委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。
小委員及び小委員長は、追って指名の上、公報をもってお知らせいたします。
また、小委員及び小委員長の辞任の許可及び補

欠選任並びに委員の辞任に伴う補欠選任につきましては、あらかじめ委員長に御一任願っておきたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○中島委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

○中島委員長 次に、内閣提出、許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律案を議題といたします。
趣旨の説明を求めます。後藤田総務庁長官。

許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律案
〔本号末尾に掲載〕

○後藤田国務大臣 ただいま議題となりました許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律案について、その提案理由及び内容の概要を御説明申し上げます。

政府は、民間における事業活動等に対する公的規制を緩和することを当面の重要課題の一つとして位置づけ、民間活力の発揮、推進に資するため、経済的目的から行われている規制についてはこれを必要最小限のものにとどめ、社会的目的から行われている規制については、その公共性を配慮しながら、できるだけ合理的なものとすることの基本的視点に立脚しつつ、その推進に取り組んでいるところであります。

その一環として、去る九月二十四日の閣議決定「当面の行政改革の具体化方策について」において、臨時行政改革推進審議会の答申で指摘された各分野にわたる規制緩和事項について、個別にその措置方針を決定しております。

今回は、これらのうち所要の法律案を国会に提出することとされた事項を取りまとめ、ここに

この法律案を提出した次第であります。
次に、法律案の内容について、その概要を御説明申し上げます。

第一に、規制制定の当初に比し、規制対象をめぐる社会経済環境が著しく変化しているものにつきましても、規制を継続する必要性が認められないものはこれを廃止し、現行の規制の必要性が乏しくなったものはその規制の手段を緩和する等合理化を図ることとしております。

第二に、規制制定の当初に比し、民間能力が向上しているものにつきましても、国が直接実施している定型的事務であつて民間で代行可能なものはこれを代行させることとし、規制対象者の能力が向上しているものは規制の態様・範囲を緩和する等合理化を図ることとしております。

第三に、規制制定の当初に比し、技術革新が著しく進展しているものにつきましても、規制の範囲を緩和し、または規制方式を変更する等合理化を図ることとしております。

この法律案は、以上のとおり、時代の変化等に伴つて不要ないし過剰あるいは不合理となつてい

る規制を是正することにより、民間活動に対する制約を除去し、あわせて国際的に遜色のない開放性を有する市場の実現に資する観点から、公的規制の整理合理化を行うため、八省二十六法律四十二事項にわたる改正を取りまとめたものであります。

なお、これらの改正は、一部を除き公布の日から施行することとしております。

以上が、この法律案の提案理由及びその内容の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御賛同あらんことをお願いいたします。

○中島委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○中島委員長 これより質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、これを許しま

す。石川要三君。

○石川委員 このたびの一括二十六法案でございませうけれども、私も質問をすることであるといふと中を検討させていただいたわけでありまして、見て率直な感想は、何といひますか、大山鳴動ネズミ一匹、こういうふうな感じがするわけでありまして、このごろはネズミよりかゴキブリだそうですが、とにかく中身を見ると本当にコクの

あるものがない、こういうふうな思ふのです。今も長官から趣旨説明がございましたが、行革審の答申に基づいて、さきの通常国会においては

国と地方自治体との関係、今度の国と民間との関係、こういうことでございませう。私は、こ

う時代の趨勢から見ても、廃止してもほとんど差し支えないものはたくさんある、そのための緩和といふものは必要だと思ひますが、行革審の答申に基いていふところが正直なところ私には氣に

くわない。こんなものを一々行革審の答申によつて整理してどうやるんというの、今まで各省は一体何のための仕事をしているのか。行革審のやりなさいといふような答申を得て、それで一生懸命作業してこういふふうになつた。ましてを

や、後藤田長官と言へば、知る人ぞ知る、官僚の最高の地位を経た有能な官吏であつたわけであり

ますが、そういう長官が総務庁長官としてある中においてさういふ程度なんですね。じゃ答申がなかつたり長官が後藤田さんでなかつたらどうなるんだ。本当に私は何か背中が寒々しいものを感じ

ます。そういうわけで、この点についての長官の所見をまずお聞かせいただきたいと思ひます。

○後藤田国務大臣 今回の規制緩和の法律案の中身がいかに不十分ではないか、こういうおしかりでございますが、まさにこの法律案を見る限り、当面法律改正を必要とする事項に限定をして、法律案の改正を取りまとめ御審議を仰ぐと

いうこととございませうから、そういった御批判もあろうかと思ひます。

もちろん、この規制緩和といふことは、かねがねお答えしておりますように直接的には各官庁の権限に関するものである、その権限の縮小といふことになるわけでございますから、日本の役人といふのは極めて職務に熱心でございまして、熱心の余り、自分たちの権限がなくなるといふことは

かえつて世の中がよくなるのではないかとはいつたような錯覚にとにかく陥りがち、したがつて、それだけになかなか抵抗の強いものである。

それと同時に、何といひますとも、我が国の国民の物の考え方、やはり追いつけ追い越せといふことで、固執し地方団体、つまりは平たく言

へば、昔流のお上にすべてを依存するといつたやうなことで今日まで来ておる。これはそれなりに相当の成果が今日まで上がつてきたわけで、この過去の評価は認めなければなりません。しかしな

がら、今日、日本の国力といふものはさうではなくて、民間はもはや、資本といふ人といふ技術といふ情報といふ、すべての面で非常な力を蓄えてきておる。このときに相変らずさういふ風潮が、国民の意識といふかそれが変わらな

ことは当然であろうと思いますが、政府としては、ただいま申し上げたような認識のもとに逐次実施をしていきたい、また、これから先もどんどんやはこの仕事はやらなければならぬと思っております。

ただ、申し上げておきたいのは、今回の法律事項の中に入っておりますが、指摘をせられて今着手しようとしている事項は、極めて重要な問題が実はあるのです。一例を申しますと、例えば金融関係については金利の自由化の問題、これは大変重要な問題でございます。既に取り組んでいるところでございます。それからまた、運輸関係等については見ますと、トラック等についても参入規制の問題がございまして、それから航空事業については、いわゆる航空三社の事業分野の見直し。あるいは石油エネルギー等については石油製品の輸入の問題。こういったような極めて重要な問題にも取り組んでおりますので、御批判は私ども謙虚に承らなければなりませんし、おっしゃる通りに引き続いて政府としてはやりたいと考えておりますが、今回の指摘事項だけでも二百五十八事項という、この全体についての御認識もひとつぜひお願いしたい。こういったことを考えますと、実際今取り組んでいるこの改革の内容は極めて大きな分野にわたっているのだということもぜひ御理解をしていただきたい、私はかように思うわけでございます。

○石川委員 総務長官の御答弁を拝聴しまして、理解できない面もあるし、また理解できる面もあると思うのであります。ただ、今御答弁の中に、公務員が仕事熱心な余りこうなったんだというような説明、無理に納得してくれと言ったとか、私は納得して果たして国民が納得しますかどうか。私はむしろ、お役人さんのセクシヨナリズムとかいう権利保存とかいうか、そういう体質的なものからこういうふうな結果になったのではないかなと思うのです。

特に、今の高邁な御答弁から見て、例えば内容を見て、自動車道の工事完成検査後の供用開始

届け出の廃止なんというのがありましたね。こんなのは果たしてどうなんだろう。どうも私の質問に対する答弁としては納得できない面ですね。それから、タクシーの運転者が今度は本籍が要らないとか何とか書いてありましたが、こんなものが行政改革だなんというような言葉の中に入るものかどうか。やはり普通の役所としての仕事の中でこういうものはどんだん時勢に合ったような措置がでなければならぬおかしいのじゃないか、こういうふうに思います。

しかし、それはそれとして、今お話がございましたような面も十二分に私も理解をするわけでございますが、どうぞひとつ、これからは、さつき二百五十幾つ云々というのがございましたが、そうしますと、これからますますこういうのが出てくるというふうに理解していいのかわるか、ちよつとこの点私もつかみにくかったもので、お答えをいただきたいと思います。どうも、次に移りますが、行革全体を眺めまして、私は、先般の委員会の中でも、一体この行政改革というのは富士山でいえば何合目になったんだという質問をしたと思うのです。ですから、その点についてもう一度おさらいの意味でございしますが、今きょう時点の行革というものがどの程度まで達成できたのか。これは最終的な理想を言えば切りがないでしょうけれども、どの程度までようやくたどりついたと見られるのか、こういうこと。そして、これからの取り組む主要課題とスケジュール、こういう点についてひとつお考えをいただきたいと思ひます。

○後藤田国務大臣 まず最初の法律案の中身でつまらぬものがあるではないか、こういう御批判、これはごもっともでございますが、これはやはり法律事項になっておるものですから直さざるを得ないということでございます。その点は御理解をしていただきたい、かように思います。

それから、どの程度行っておるのか、これから先どういう課題があるのか、どう取り組むんだ、こういう御質疑でございますが、第二臨調発足以

来五年目に実は入ったわけでございますが、この間政府としては、この臨調答申、行革審の答申等を受けて、累次にわたる閣議決定を経て、そして私どもとしては計画的に着実に取り組んでおる、こういうつもりでございます。

御案内のように、これまで行政機構の問題については整理合理化、それから国家公務員の数の縮減、電電、専売の改革、医療保険、厚生年金等の制度改革、地方に対する国の関与等の整理合理化、こういったようなことに私は一応のそれなり成果を上げておるのではないかと。なお、こういったことについて昨年の秋、行革審御自身の手でお調べになった結果、まあ大体五合目ぐらいまで行っておるではないかという評価をしていただいていたわけでございますが、これはしばしばお答えしておりますように、私はむしろ政府に対しての激励である、こういうように受けとめて、政府としてはこれからが正念場であらうと考えておるわけでございます。

といいますのは、これから先、共済年金制度の改正、国鉄の再建、地方行革の一層の推進といったような事柄、また既に行革審から御提言をちょうだいをしておる内閣機能の充実といったようなことで、今後の課題が大変難しく厳しい多くの課題を残しておりますので、まさに行政改革は私にこれからが正念場である、こういうふうに考えているわけでございます。

そこで、政府といたしましては、当面、今国会に御審議をお願いを申し上げております共済年金制度の改正法案の成立を期すと同時に、行革審の答申とか国鉄再建監理委員会意見において既に閣議で決定を行っております具体化方針に基づいて、次期通常国会に所要の法律案を提出するといったようなことで、改革の推進を今後図っていく考え方でございます。また、ことしの一月に自治省でおつくりになった地方行革大綱の線に沿って、各地方団体に行政改革についての実行について一層御要請を申し上げて、国、地方全体として並行しながらの行政の改革に取り組んでいきたい

い、かように考えておるわけでございます。いずれにいたしましても、実はこれから山場にかかってくるという私の方の認識でございます。そして、その認識のもとに、政府としては不退転の決意で今後とも行政の改革に取り組んでいこう、こういう決意でございますので、ぜひ御理解、御鞭撻のほどを今後ともお願い申し上げる次第でございます。

○石川委員 大体五合目まで来たというのは、政府に対する一つの激励だという受けとめ方をされていらつしやるようであります。そして、これくらいよい道のは険しく、正念場だという御見解、まことに私も同感であるとともに、今後の坂道を、胸突き八丁でありましようけれども、ひとつ大いに汗を流していただきたいと思つておるわけであります。

臨時行政改革推進審議会が来年の六月で任期終了いたしますが、終わることになるわけであります。が、今の長官のお話のようにこれからはなかなか険しい道りであるということを考えますと、六月以後もさらに引き続いて国民の目から見る監視というものが必要ではないかと私は思いますが、この点については、それがなくなると後はどういうふうになるのでありましようか。

○後藤田国務大臣 ただいま申し上げましたように、既に御答申をちょうだいしまして、政府としてこれから取り組んでいるわけでございますので、とりあえず政府としてはその実現に全力を挙げてまいりたい。

それから、なおまだ行革審は来年の六月まで期限がございまして、特殊法人の問題の御審議もしていられつしやいますし、そして最後のいわば一種の卒業論文でも申しますか、年明け早々から来年の六月まで慎重に審議をして最後の意見を政府に出したい、こういうことで作業を進めていらつしやるわけでございます。六月までまだ相当な期間もございまして、それまでに通常国会も開かれるわけでございますので、ともかく政府として

は、現時点においては、それらの間に既に答申をせられておるものについて最大限の努力をするというところに全精力を傾注していきたい。したがって、行革審の期限到来以後どうするかということでは、私も今は今の段階ではまだ検討いたしておりません。

ただ、申し上げておかねばならぬことは、行政の改革というのは、第二臨調がなくなつて行革審ができた、行革審が来年度の六月に期限が到来をして、これは時限立法でございまして当然廃止になる、それで行政改革は終わりであるという考え方は絶対にとはいへない。行政というものはとなくマンネリになり、時代はどんどん変化をすることになるのでございまして、変化への対応力を、絶えず政府としては行政の組織運営について見直しをやらねばならないわけでございまして、いついかなる時代といえども、政府は行政の改革という問題には目を離してはならないのだ、それがためにどうするかということは今後検討をしなければならぬ、かように考えておるわけでございます。

○石川委員 来年度の六月以降のことにつきましては具体的にまだ検討していないというお話でございしますが、先ほど長官の御答弁の中にも、行政改革というものの難しさ、それは一つは役所という体質、もう一つはその役所との関連の団体、こういうものの協力がなければできないのだ、私はそのとおりだと思うのです。そういうことが、口では簡単そうでありますが、現実には大変難しいというところを思えば思うほど、今後行革審にかかわる何かものを設置した方がベターではないか、ベターというよりもむしろ必要ではないか。これはうがった見方かもしれませんが、行革審の答申でしりをたたかれていても、失礼だが、こういう程度の内容をやつと出したのかなどかがわかるので、なれば、これから正念場に向かって一生懸命やるでしょうが、何か国民の目から見たら、厳しきしりをたたく機関がなければ、やはり人間でございましてなかなか思うようにはいかないとい

うふうにも考えますので、私は申し上げたわけでございします。したがって、この点につきましては今後検討するかどうか、その点をひとつお答えいただきたいと思います。

○後藤田田務大臣 石川さんの御意見は貴重な御意見として参考にさせていただきます。今後どうするかといった際に私どもとしては腹に置きながら勉強させていただきたい、かように考えます。

○石川委員 次に、内容の具体的な点についてお尋ねしたいと思いますが、その中で、先ほど申し上げましたように大山鳴動でネズミに当たるものがどれかと思ひまして検討しますと、地代・家賃の撤廃がこれの中では一番目にとまるようなものである、私はこういうふうな思ひわけであります。この点について若干お尋ねをいたしますが、この廃止をするということですが、これは残しておいたらどんな弊害があるのですか。

○片山説明員 地代家賃統制令は、戦後の著しい住宅難を背景といたしまして制定されたものでありまして、今日では住宅事情も大幅に改善されております。実態的にその統制の必要性がなくなつてきております。

また、統制の対象がごく一部の住宅、住宅総数の三割に限定されておまして、統制に服しておられる住宅とそれ以外の住宅との間で均衡を失しているということがございます。

それからさらに、統制対象の住宅の維持修繕が十分に行われておりませんので、大変老朽化が進んでいくという弊害もまた出ております。

そういうような影響が出ておりますので、今回約一年後に失効するというにいたしましたものであります。

○石川委員 残しておけばどういう弊害があるか。要するに、それは裏返して言えば廃止の理由になるわけでありまして、私もあるほどと理解はいたしますが、そこで、建設省の地代・家賃に対する資料をいろいろいただきましたが、これを拝見いたしましたして若干お尋ねしたいことがございします。

ざいします。

まず「統制令の遵守状況」これを見ますと、東京と京都と大阪、この三地区で出ておりますが、この中身、五十七年度、五十八年度、五十九年度と三回、三年度。それから五十七年から五十九年の平均年度で出ておりますが、これを見ますと、遵守状況というものに非常に大きな差がある。まあ大きいといつても一七・四と二四・六でございまして、かなり開きも見えますが、特に家賃につきましては、東京の平均が五・五%に対して大阪が三七・九%ですか、かなり大きな開きなんです。この理由は一体どういうふうに理解したらいいのか。

○片山説明員 この統制令の遵守状況は、確かに御指摘のように、地域によりましてかなりの差がございします。東京の場合ですと、御指摘のように家賃関係は五十七から五十九年度の平均で五・五%でありまして、大阪の場合は三七・九%というふうな差がございします。

このこと理由は、この統制令対象の住宅というものが昭和二十五年以前に建てられたものでありまして、その後住宅事情が大幅に変わりました。あるいは土地利用がいろいろと変わつてきておりまして、その間また人の移動ということも、それぞれ地域地域によりまして移動が激しいところあるいはそれほどでもないところというふうなことがございまして、結果として、残っている住宅についてはこのような状況になっているというところであろうかと思ひます。

○石川委員 そういう理由に基づくものと思ひますけれども、しかし家賃に一例をとりますと、五十七から五十九年度の点だけをとりましますと、東京が五・五%に対して京都が三七・九%、大阪が三七・九%、これはちょっと今の説明だけでは首をかしげるのですが、これはどういうわけでこんな大きな開きがあるのか。

○片山説明員 東京と京都と大阪とを比べました場合に、東京は非常に土地利用の変化が激しいわけでありまして、そういうような事情。京都の方

は比較的、その辺が東京に比べますれば、土地利用の変化、いわゆる住宅の建てかえの促進とか、そういうことの状態が東京と京都によりまして実態的に差があつてきて、それが積み重なりました。結果として、例えば東京の方は住宅が比較的建てかえが促進されている、そういうような観点から今このような状況になっているのではないかと存じます。

○石川委員 まだちょっと私には理解が不十分でございしますが、さて、世帯の居住者の実態について伺いますけれども、特に居住者の収入の比較というものをここにいただけてございします。それからまた、年齢などにつきましては出てないのですが、要するに、極端に言うとうとういう年齢層、それから所得層、職業は無理でしょうが、それについて……

○片山説明員 まず居住者の年齢構成の方を見ますと、一般の借家者に比べて、地代家賃統制令の対象住宅の方は六十歳以上の方々が二九・四%という構成比で、大変多いわけでございします。一般借家の方は九・四%というわけでございしますから、高齢層が統制令対象には非常に多いということがまず言えるかと思ひます。

それから、居住者の収入の方の關係は、百万以下の低所得者につきましては、統制令対象の方の借家は二二・七%でございしますが、一般民営借家の方は一四・四%です。この点におきましては若干差がございします。しかしながら、その他の収入階層、これは上限一千万以上というところまで比べても、おおむね同じような分布の状況になっていくという状況でございします。

○石川委員 特に老齢の方が多い、今この数字が示されたわけでありまして、結局所得も比較的低所得者、そしてお年寄りが多い、こういうことになりまして、確かにこれは全体の数から見れば、今日はこの対象者というものは数の上では少ないと思ひます。しかし、現実にはそういう老齢で、しかも所得の少ない方が存在するということは事実。そうなりますと、この廃止によつての要する

に救済策といいますが、これについてはどういふふうで考えておられますか。

○片山説明員 居住の実態は先ほど御説明したとおりでございますが、その内容の方をもう少しよく見ますと、居住の状況、つまり長期間継続的に居住しているという実態がまず一つございします。一般借家に比べましてかなりの長期間継続して居住しているということが一つ。それからまた、御説明申し上げましたように、居住している家屋が耐用年数を過ぎておりまして、非常に老朽化が進んでいるというふうな実態がございまして、また、この統制令の廃止がなされても、借地借家法上の当事者の地位関係は全然変わらなせんので、そういう観点から、廃止により影響というのとは比較的小さいとまず考えております。

しかしながら、御指摘のように居住者にいたずらな不安を与えるということとはよくないことでありまして、まさに安定した住生活を確保するということは住宅対策の基本でございます。したがって、まして、そういう不安感を与えないように、まずこの統制令の廃止の趣旨を貸主の方に十分御説明を申し上げるということ、それからまた、住宅相談等が生じますれば、それに対応できまますように体制を整備するということ、さらにまた、高齢者あるいは低所得者がや多いということもございしますので、そういう方々に対しまして住宅が必要となつてまいりました場合につきましては、公営住宅への優先入居などの特別の措置、そういうことなどの対策を関係方面あるいは地方公共団体とも十分連絡をとりながら適切に対応してまいりたいと考えております。

○石川委員 その救済策はいろいろと多面にわたつて検討されているようですが、特に実際、じゃそこを出なければならぬというふうな方には今公営住宅というものが優先的に支給される、こういうようなことでございすけれども、それは何か行政指導ぐらいですか。そういう権利といふのか、そういう人たちに對して明らかに安心で

きるようなものがあるのですか。町や市の状況によつて違ふ場合もあるだろうし、そういうものが何か法的に保護されているのですか。

○片山説明員 公営住宅に対する入居は原則公募、抽せんというふうになってございします。しかしながら、例えば不良住宅の撤去に伴ひまして住宅を新しく必要とするような場合は、これは特定入居という措置がございします。さらに、非常に住宅の困窮度が高い方々に対しましては、いろいろな条件がございすけれども、優先入居という措置をとることができるといふことでございします。公営住宅法上そういう措置がございすることになっております。したがって、その運用事項を使いまして、地方公共団体に対してそういうことができるように措置をして、指導をしてまいりたいと思つております。

○石川委員 私も、わずかな期間でございしたましたが、自治体の首長をしたこともございすけれども、昨今とあるいは違ふかも知れませんが、実際に公営住宅というものは非常に入居希望者が多いのですよね。だから、最初からそれを予定されてそういうものが確保されているのかどうか、するの。ただ優先順位といつても、相当激戦りの中でやつと入ることができたといふことの中で、それが本当に今あなたが言つておられるように安心できる救済措置として可能なかどうかといふこととですね。もう一度ひとつ丁寧に……

○片山説明員 公営住宅に対しまして希望といふのは、確かに地域によりまして若干差がございすけれども、大変強い状況にございす。このため、新しい供給の方も鋭意努力をしてやつておりますけれども、用地取得難等もございましてなかなか進捗は思ふようにはいきませんけれども、毎年建てかへなど新しい方式を導入いたしまして積極的にやつております。ですから、まずそういう新規供給住宅のうちの一部を使うとか、あるいはまた既に管理をしております住宅の中で毎年空き家が出ております、これも地域によつて差はありますけれども、年間総数の六分は空き家が出るわ

けでありますので、そういう空き家のうちの一部を確保する、そういうことでもつて対処できるのではないかと考えております。

○石川委員 確かに今おっしゃつたことも数字の上では期待できると思ひますよ。しかし実際問題として、例えば市営住宅とか都営住宅なんというのとはとにかく空かないのですよ。その中に優先順位の方法を取り入れることも可能かも知れませんが、東京の場合では例えば市営住宅を新しくつくつていく市は今ほとんどないのじゃないですか。今までのものをやつと持つていくだけで、そこにはすつかり入つちやつと動かないといふことになれば、今のようなお話は口で言うほど簡単ではなさそうだなという感じがするのです。

いずれにしても、この救済措置といふものはすつかりしてもらいたいといふことを私は強く要望するわけですね。人のふんどしで相撲をとるやうなことで大丈夫だろうといふようなことでなくして、対象の居住者については本当に納得できるような対策を十二分に検討してもらわないうと困る、こういうことを重ねて強く申し上げたいと思ひます。

それからもう一つは、これが廃止になれば地代・家賃の動きは一体どういふふうになると考えられるのか。

○片山説明員 先ほど若干の御説明を申し上げたところでありますけれども、まず居住している実態が、非常に長期間をずっと継続して居住をしております。そういう状況で、かつまた建物が非常に老朽化しております。そしてまた、統制令に服しておられる方々の住宅の家賃は、平均で申し上げますと公定家賃の六十数分のところになっております。そういうふうな実態から考えますと、この統制令が廃止された場合でも、急激に家賃が値上がりするようなことはまず實際的には余り起こらないのではないかと考えております。また加へまして、借地借家法上の地位をそのまま継続していくわけでありまして、家賃の算定に当たりましては当事者の合意の上に成り立つ

わけでございますので、極端な値上がりが即起するといふことではないのじゃないかと考えております。

○石川委員 確かに趣旨をよく徹底しておれば、少なくとも良心があればそんなに急激な上昇はないかも知れない。ないかも知れないけれども、しかし上昇をされることは十二分に考えられる。そのうな問題は、所得の低い方もおりますから、どうしてもこたえられないのなら、じゃ出ていくてくたさいよ、こういうことを實際言われる可能性も出てくる。そうするとそこにいた人は、長い間住んでいて、しかも年をとつてきた、収入もふえない、低いといふことになれば、今のうちに市営住宅にばんと入れればいいですよ、しかしこれだつてあなたが言つたやつたようにスムーズにはなかなかいきかねる状況にあると思ひます。そういう場合には大変不安だと思ひますよ。

そこで、新しい家賃にこたえられないなら出ていつてもらうといふ場合に、そこにとどまる正当性といふものが権利といふもの、それは借地権があると思ひます。そこらはどういふふうな安心ができるかどうか、ひとつお聞かせをいただきたい。

○片山説明員 統制令が廃止された後にも、たびたび御説明申し上げますけれども、借家法の適用といふのがまずございします。したがって、貸主の方から、これを契機にいたしまして例えば追い立てをするといふようなことはまずできないわけでありまして、やはり正当な事由がなければこれはできません。それからまた、もう一点、家賃も借家法でもつて協議で決まつていくわけでございます。その場合、もちろん家賃が合意されなければ、一定額の納付によつて継続居住といふことは法的に担保されているわけでございますので、新しい家賃を払われないから出ていけとか、そういうことはまず法的にできない仕組みになつておりますので、そういう心配はないのじゃないかと思ひます。

○石川委員 まあ家賃の上から見ればそういうこ

とも言えるかもしれないが、立ち退きといういま
すか、出ていってくださいというにはいろいろと
理由がつけられると思うのです。いろいろな正
当な理由というものは、これはまたつくるわけでも
ないでしょうが、そこに存在するところもあると私
は思うのです。子供が成長したからどうかとか結
婚するからどうかとか、今後土地利用についての
さらに正当な理由がいろいろとそこに派生してく
ると思うのですが、その点はどうかですか。家
賃がどうしても払えないからというだけでは今の
ような凍結の方法とかいろいろなことがあると思
いますが、いや、せがれも大きくなつたとか結婚
とか、いろいろとそういうものも出てくるのじゃ
ないですか。その点は大丈夫ですか。

○片山説明員 対象の住宅というのが御説明申し
上げましたように非常に古いものでございまし
て、居住の年限というものが物すごく長い人たば
かりで、かつ、お話し申し上げましたように高齢
の方々でございいます。そういう人たちの居住状況
というのは、見ていますと非常に安定居住をして
いるというので、貸主との関係におきまして
も、それがそういうふうにおさまっているという
実態と見るのが正しいのではないかと私は思っ
ております。そういう状況ですから、そういう事例
が出るということはまず考えられないのじゃない
か。そういう一つの安定した生活がもう既にでき
上がっているという状況です。先ほど御説明いた
しましたように、実際の統制令に服されている
方々の家賃というのが公定家賃の六〇%ぐらいの
ところしか取つてないというところは、建物が一
に老朽しているし、すき間があるのにその家賃が
上がつてこないというところは、やはりそれで生活
がおさまっているというふうに見るのが妥当なの
ではないかと思っております。そのように急
激に追い立てを食うというところはまず出てこ
ないのじゃないかと考えております。

○石川委員 いろいろと質疑応答を繰り返して
も、多少の見解の異なる点は埋められないような

状況もございいます。入っている方々に対する一つ
の立場からの不安ということとは、今私がいろいろ
と質問したようなことも事実あるわけですから、
これを十二分に——確かに時代の変遷、そして今
日一年が五年ないし十年のような昔と違つた速さ
で動くこの社会情勢の中で、昭和二十五年以前の
ものに對するものと、今日のこの家賃とかある
は地代等のいろいろなことといった問題の大きな動
きというものがつきまわしては、果たしてこのま
ま置くことがいいか悪いということも、私は廃止
につきまわしては理解をするものでありますけれ
ども、それはそれとしても、この居住者の立場、こ
れはひとつ社会的政策的な立場で、今のお話のよう
なことを私も十二分に理解するつもりであります
けれども、まだ何か非常に不安がありますので、
この点については、きょうは大臣お見えになり
ませうが、政務次官がおいでになりますので、ひ
とつ大丈夫かということ、今後の決意といいま
すか所信をお聞かせをいただきたいと思ひます。

○谷政府委員 地代家賃統制令の一年後の廃止に
つきまして、ただいま石川委員の方からいろいろ
と御心配の向きがあつたわけでございますけれども、
も、建設省といつたしましては、十分検討の上、廃
止しても大丈夫という見解のもとに今回提案をさ
せていただきました。しかしながら、高齢者ある
いは生活保護者等の問題でいろいろと問題がで
ては困りますので、その点十分相談に応じますと
ともに、また厚生省等関係各機関並びに地方公共
団体とも十分連絡の上で、この問題の御心配の向
きのようなことにならないように処置をしたいと
思っております。

○石川委員 時間の関係で問題を進めたいと思ひ
ますが、対外経済対策関係につきましても今回の
この法案の中に一括されております。そのもとに
なっております、要するに市場アクセス改善のた
めのアクションプログラムというものが制定され
たわけでございしますが、これによって一体黒字と
いうものはどの程度減るものか。この黒字減らし

に對する寄与率ですね。きょうは経企庁がいますと
思ひますが、その点について。

○赤羽政府委員 アクションプログラムの実施、
特に市場アクセス改善の効果がどの程度輸入の伸
びにあらわれるかという点でございしますけれど
も、私どもは、市場アクセスの改善というのは輸
入拡大のための必要條件である、こういうふうに
考へております。と申しますのは、関税及び非関
税障壁というものを減らすあるいは軽減をする、
こういう形で外国の商品が日本のマーケットで売
れやすくなるような条件を整備する、これがアク
ションプログラム、特に市場アクセス改善のため
のアクションプログラムの意義だと思ひます。し
たがいまして、この必要條件がなければ輸入がふ
えない、こういうことでありますけれども、必要
条件だけではまた輸入が必ずしもふえない。その
ための十分条件が必要である、こう考へます。

十分条件というのは何かと申しますと、市場ア
クセス改善のためのアクションプログラムブラ
ス、これに内需の拡大、さらには異常なドル高・
円安の是正、さらに加へまして外国のビジネスマ
ンの対日輸出努力、こういったものがすべて重
なつたときに、相乗効果を挙げたときに初めて輸入
拡大につきまわしての必要にしてかつ十分な条件が
整う、こう考へておるわけでありまして。

したがいまして、定量的に具体的な金額という
のをこれだけで言うことはできない、こう思つて
おります。

○石川委員 時間の関係上、幾点かにつきまして
申し上げますが、今回のこの処置で、これが今の
お話のように今後の相乗効果にまつということ
でございしますから、はつきり言えるかどうか
ませんが、今まで日米間のこういったような関税
の引き下げとかいろいろのものをすべて総合的に
見ると、言われてやる、言われてやるというよう
な、もう既に七回ぐらいいろいろと経済対策につ
いての措置がなされております。こういうものを
やればやるほど、どうも余り効果がないというこ
とになれば、不信感がますます募るということに

なつてしまつて、せっかくのこういうアクション
プログラムも、これをやつた結果が今お話しの上
に相乗効果ですばらしくないといひが、それで
なかつたらこれはまた不信感を募らせる一つのこ
とになつてしまひはしないかということに心配する
わけですね。その点、今はつきりした数字がお答
えできないということでございますからこれ以上
聞けないわけでありまして、こういうようなこと
をする中で、当然国内産業の保護というものはこ
れまた考へていかなければならない。

特に、私の選挙区なんかは非常に林業経営者が
いるわけですね。この林業経営者というのは、こ
ういう日米の摩擦以前から非常に斜陽化して、今
は大変困窮をしているわけです。そういう中にお
きまして、ますますこういうような日米間のいろ
いろな貿易摩擦解消のためにいろいろな処置がと
られるという中で、これから木材、合板関係のこ
とがさらに私は厳しくなると思ひます。そんな
場合、一体この林業対策といひますかそう
いふものについては、きょうは林野庁来ています
と思ひますが、こういう点についてちよつとお答
えをいただきたいというのが一点。

以下、まとめて申し上げます。
それから、自己認証制の導入、これは結構なこ
とだと思ひますが、消費者の保護の観点から問題
はないのかということがよく叫ばれております
が、これについてもう少し具体的にひとつお答
えをいただきたいと思ひます。

それから、今回のこの中に航空法の改正がござ
いますけれども、これは今あれただけの事故が起
つた直後でありますので、私は専門家でないから
何とも言へませんが、何か国民感情としてた
ら非常に逆なでされるような感じがするわけ
ですね。これがもし誤つて伝えられると、とんでも
ないことになるわけでありまして、この点につ
きましては非常に懸念の聲があるのですが、安全面
から納得できるような説明をひとつここでいた
だきたい、かように思ひます。

○田中(恒)政府委員 最初の林業関係のことにつ

きましてお答えを申し上げます。

御指摘ございましたように、今回の合板関税を引き下げるということにつきましては、やはり国産合板などの競争力の低下ということから、現在大変な不況下にあります合板業界には大きな影響が出るものと考えられます。また、このことが間伐材製品の売れ行き不振などから林業生産活動全般につきまして一層の低下を招く、このことが健全な森林の育成とか、ひいては森林の公益的機能発揮にまで悪影響を及ぼしかねないと考えられるところであります。

このような判断がございますために、四月九日の対外経済対策決定以降、林業、木材産業の活力回復のための諸施策を講じまして、その後に対応するという考え方から、緊急措置といたしまして、まず木材需要の拡大、次に木材産業の体質強化、さらに間伐保育等、森林林業の活性化を中心に国費五百億円、融資枠一千億円をもちまして、所要の措置をこれから五カ年間にわたって特に講ずることを、七月三十日の行動計画決定に際しまして決定をしたところであります。今般その全体計画の内容につきましても決定を見たところでございます。当面は、事業の実施に必要な計画作成等に着手することとしておるところでございます。

○海野政府委員 今回のアクションプログラムの策定に当たりましては、基本的な考え方といたしまして原則自由、例外制限という考え方でいろいろな措置をとったわけでございすけれども、そのために、原則自由でございすので、政府がでるだけ市場に介入することを控えるという観点から措置をとられたわけでございまして、そういう意味で自己認証制というのを導入したわけでございすけれども、例外制限の中には、御指摘のように国民の生命の安全あるいは健康というものにかかわるものは例外としてこれを措置するという観点で措置しておりますので、御指摘のような御心配のないようにできるだけ配慮したというふうに考えております。

○大島政府委員 ただいま航空法改正についての御質問がございましたが、今回の航空法の改正は、航空機に航空機関税を乗組ませることの規定を改正するものでございす。

現在、航空機に航空機関税を乗組ませることの規定は航空法の六十五条第二項というところの改正を要して、その内容は、乗組ませる要件といたしまして、第一に、四発の飛行機で三十五トン以上の重量を持つもの、第二に、航空機の構造上操縦士のみでは機体及び発動機の取り扱いがでない航空機、この二つの要件によっておるわけでございす。

この規定は昭和二十七年、航空法制定当時からございまして、当時はプロペラ機の全盛でありまして、昭和二十七年当時にはそれなりの意味はあったかと思ひますが、その後航空機技術の著しい進歩がございまして、特に最近電子制御技術あるいはコンピューター制御技術が航空機に広範に取り入れられるようになりまして、四発のジェット飛行機でも操縦士のみで運航できる、こういう飛行機が出現してまいりました。この製造国であるイギリスから、日本の現在の規定は単に外形的要件で航空機関税の乗組む義務をつけている、これは貿易上の非関税障壁に当たらないかという苦情が参ったわけでございす。

私どもも検討いたしました結果、現在、世界の先進各国におきましては、外形的な要件で航空機関税の乗組む義務をつけているところはございす。もう一つの要件であります構造上二人の操縦士では取り扱えない、こういう航空機については航空機関税を乗組ませている、こういうのが外国の規定でございす。

私どもも検討いたしました結果、この後者の要件によつて、航空機個別の技術審査を行うことによつて安全上は全く支障が起らない、こういうふうに判断いたしましたので、この改正を決定したわけでございす。

○石川委員 私はこういう専門家でないから、あなたが言ったことを信じていいのか信じて悪いのか

かわかりませんが、とにかく、こういう航空法の改正をすることがただ非関税障壁という理由だけでなくなつて、いわゆる飛行機というものが非常に進歩発達したということによって不要になったんだという解釈でいいわけですね。それで間違いないということでないといふ国民は大変不安を感じるわけですが、再度その点を確認してください。

○大島政府委員 先ほどお答えいたしました中に二つの要件がございす。一つは外形的な要素、四基発動機、それから三十五トン以上の飛行機、こういう航空機が一つの要件、もう一つは構造上操縦士だけでは取り扱いがでない航空機、こういう二つの要件でございまして、後者の要件によつて個別に技術審査をすることによって安全性は十分保たれる、したがって前者の規定は、現在の技術革新のレベルにおいては合理性を欠くに至つた、こういうふうに判断しておるわけでございす。

○石川委員 次に内需拡大について若干伺ひますが、先般、内需拡大について三兆一千二百億円という非常に大型の一つの対策を決定したわけでありますが、この内需拡大対策によつて国内需要と輸入増大の効果をどの程度予想されているか。新聞の発表によりますと、国内需要は約四兆一千億円、輸入は二十億ドル増、こういうことが十月十五日の朝日の夕刊に出ておりましたが、民間の調査によりますと、これが非常に疑わしい、こういうことも言われておりますが、この点についてはどうですか。

○赤羽政府委員 十月十五日に決定をいたしました「内需拡大に関する対策」、これはいろいろ多方面の項目から成つております。そのすべての項目につきまして金額的に効果を計算することは困難でございすけれども、しかしながら、計算が可能なものにつきまして一定の条件のもとに試算した結果が事業規模で三兆一千二百億円、これの波及効果も含めましてGNPの拡大効果四兆一千百億円、こういうことになるわけでございす。国内需輸入に対する効果でございすけれども、国内需

要がふえたとそれに必要な生産活動が行われますけれども、それに必要な原材料の購入もありますし、また消費等がふえまして消費財、製品輸入もふえる、これを二十億ドル前後と見込んだということとでございす。

民間機関の評価におきましては、それぞれこれほど大きな金額が期待できないという評価もございすけれども、私どももいたしましては、各項目につきまして積み上げた上で計算をしております、したがって、この程度の効果は実現可能なもの、こういうふうに考えている次第でございす。

○石川委員 二十億ドルの輸入増というものは、現在のよう大きな、五百億ドルに近い貿易のアンバランスから見れば非常に微々たる数字であるわけでありまして、これについてはアメリカが果たしてどの程度評価するかということになると大変寒々しいような感じがするわけであります。先ほど前段の質問のときにお答えいたしましたように、これだけではない、いろいろな相乗効果を期待しているのではないかと思うのです。

そこで、こういう内需拡大と同時に、円の対ドルレートですね。これについては、最近二百五円程度までいったわけですが、聞くところによると、円が上がつても、Jカーブのマイナス効果といひますかそういうことでかえつて黒字幅が拡大する、これは一時現象でございすように。しかし、もし仮に円が二十四円上がった場合、ではどの程度Jカーブのマイナス効果というものが出るのか、それはどのくらいの期間続くのか、今度は逆に、それが最終的にはいい面、プラス面かどうかというふうになるのかということをお聞きしたいのです。

○畠山説明員 お答えいたします。御指摘のとおり、円レートが上昇いたしましたも直には貿易収支の黒字を改善する効果を伴ひませんが、いわゆるJカーブ効果によりまして、当面はむしろ黒字がふえるという傾向を持つわけでございす。

御質問の中にございました程度の期間続くのかということでございますが、これは半年とも一年とも言われております。大体そのようなことでございまして、確定的な客観的な状況はございません。

ただ、それで二年目以降どうか、あるいは初年度「カーブ」効果を伴ってどうなるのかということにつきましては、いろいろな試算がございまして統一の見解はございませんけれども、例として申し上げます、例えばOECモデルを使いまして計算では、一年目は、これは十億円高のケースでございますが、十一億ドル黒字がむしろふえてしまふ。二年目にマイナス三億ドル。それから、五十八年度の経済白書の計算によりますと、一年目は六億ドル黒字が減る。二年目には二十三億ドル減る。これは十億円の四高ケースでございます。日経NEEDSの計算によりますと、初年目が七億ドル黒字がむしろふえる。二年目に二十六億ドル黒字が減るという計算でございます。したがって、御質問の中にございました二十億円高になつたらどうなるのかということと申しますと、十四で二年目に大体二十億ドル黒字が減るといふことで見てみますと、約四十億ドルといふことになるのかという感じがいたしております。

○石川委員 次に、今回の内需拡大対策の内容を検討しますと、これもまた人のふんどしで相換を取っているような感じがするのですが、特に公共投資については十分な対策が講ぜられていないと言つても過言ではないと思うのです。前例だけでは正味の増加とは言えないわけですが、しかしからばということになるとこれは非常に難しいのですけれども、もっと積極的な公共投資というものが何か考えられないかということにつきましてお答えをいただきたいと思ひます。

○赤羽政府委員 今回の内需拡大の対策でございますけれども、この決定が行われましたのは十月十五日という時点でございまして、この時点では、我が国の財政制度、予算制度の上から新しい予算措置あるいは税制改正措置を伴うような対策とい

うのは決めることができない、これは十二月末に予定されております予算編成の過程で決定をする、こういうことでございまして、主として民間活力を最大限に活用するという施策が中心になっております。しかしながら、公共事業関係におきまして、十月十五日という時点で、国の新たな予算上の措置の決定を伴うことなく決められるような項目、特に地方単独事業などを中心にして公共事業の増加措置といったようなものを織り込んだというところでございまして、その中には一部前倒し措置も含まれておりますけれども、前倒しをしない場合に比べて、前倒しをすることによつて事業の早期実現が図られる、そういったすゝとそれだけ早く波及効果もあらわれてくる、こういうふうに理解をして、プラスの効果を持った内需拡大策であると考えております。先ほど申しましたように、今回の措置は、十二月末の予算決定の過程で検討の結果を加へまして、合せて一本というところで理解をお願いしている次第でございます。

○石川委員 最後に、内需拡大策の中に特に公共投資の増大ということで今も前倒しのお話がございまして、公共投資と言へばいろいろとあります。その中で最も経済的な波及の大きい住宅の推進ということが言われるわけでありますが、今回二万戸ですか、これに対する融資枠の拡大が図られております。じゃ実際にいくら出せるのかということになると、数字の上でははじき出せますが、実際問題としてはなかなか問題があるように思われます。

住宅を推進するには土地がなければできない。今土地問題で一番困つていられるのです。土地政策というものが一番大きな課題であるわけでありますが、土地政策の中に俗に言われる線引きについては見直しをするということになってはいますが、具体的にはどういふふうに見直しをされようとしているのですか。

○杉本説明員 いわゆる線引き制度は、石川先生御存じのとおり、都市計画区域を、市街化を図る

べき市街化区域と原則として市街化を抑制すべき市街化調整区域の二つに区分する制度でございまして、この区分は、先生御指摘のように必要に応じて見直すべきものでございまして、現在も鋭意見直しを進めているところでございまして、今回の見直しによりまして、これまで既に新たに市街化区域に編入された面積は約三万七千ヘクタールでございまして、これを住宅戸数に換算してみますと六十七万戸に相当いたしますが、既に見直しているところがそうでございますが、まだ見直しが行われていない区域もかなりございまして、それにつきましては、早期に見直しを完了するように関係の地方公共団体を指導しておるところでございます。御指摘のように見直しを鋭意進め、この線引き制度の適切な運用をしていきたいと考えております。

○石川委員 今の答弁では見直しはできない。これは内容が何にもないじゃないですか。内容がなくて鋭意努力しますなんて言つたつて、何をどういふふうに努力するんだと聞いているのですよ。○杉本説明員 線引きの見直しにつきましては、都市局長通達によりまして、市街化調整区域の中でも、計画的な市街地整備が確実で、かつ、着実に都市的な土地利用に供される見込みのあるものについてやつていくようにしようということ、また五年ごとの見直し時期というように、従来言われておりましたが、これにかかわらず、将来の市街地人口に相当する面積の範囲内で、随時、市街化区域に編入していくようにしようということとで現在指導しておるところでございます。

○石川委員 私も多少、この点につきましては、地方自治体の行政にあつたことがありますが、今おたくが説明したりお答えしたことは全部知っているのです。それじゃ見直しにならぬと思つてはいます。それは今までのものをただ言つていただけですよ。五年ごとにするのです。この間やつたばかりでしょう。しかも、計画的に云々なんて当たり前です。非計画的にやつたら大変なことになるじゃないですか。そんなことは言葉の上では

当然であつて、私が言うのには、もっと住宅が実際に建てられるように推進するには、何かドラッグ的なダイナミックな発想の転換がなければできないのじゃないかと思うから、それに対してどういふふうに見直しをするんだという質問をしているわけですよ。だけれども、今二回も三回もこれをやつても、失礼ですが、答えが恐ろしくないでしようし、時間があと十分しかないから、私はこれ以上聞かせませんが、私は私の考え方を申し上げて、こういうふうな発想もできないかということをお願いしたいと思ふのです。

それは何かというと、市街化区域、調整区域があるが、市街化区域の中の土地はいわゆる金の卵です。物すごく値段が上がつてしまつて我々にはとても手が出ない。そして、今までいろいろやつてきたことは何かというと、あめを与えたのです。あめとむちというが、あめをやり過ぎたのです。だから糖尿病になつてしまつた。これはもつといふあめが来る、もつと甘いものが来るかと思つて、ますますしがみついている。これではだめなんです。幾ら厳しくやつてもだめなんです。ですから、市街化区域の中の宅地供給はある程度絶望と言つてもいいくらいストップしてしまつた。そこで今度は、調整区域の中の同じ農地は、資産価値は七対一とか十対一とか言われているのでしよう。そうすると結局、この市街化区域の中の金と、調整区域の中のこれは金じゃなくて土だな、これは物すごく差がある。これを何とかして調整区域の方を金に近づけるようなことをすれば、がっちり抱えてもつと何かありはしないか、もつと持つていければいいことがあるだろうというふうな発想が變つてくるだろうと私は思ふのです。だからこつちを上げなければならぬ。それが緩和ですね。緩和の仕方、今は確かに農家の子供たちはそこに家をつくるのができると思ふのです。ところが非農家はだめですね。お医者さんとかサラリーマンとかその他商店とかはだめなんです。そうすると、農家だけの子供です。それじやだめだと私は思ふのです。

そして緩和の中で、例えば二十ヘクタールを五ヘクタールにしたのでしよう。東京都なんか全然やりはしないですよ、幾ら言ったって。この問題とちよつと外れますが、指導する、あなたは指導してると言ったって、東京都は全然聞いてないですよ。指導なんかやっているとんだか何だかわからないぐらいいだ。東京都なんか極端に言うのと、この町で市街地をこれだけの面積ふやしたいと言うと、ああ、そうか、それならスクラップ・アンド・ビルドじゃないけれども市街化区域から調整区域の方へ持つてくるものを何ほか出せ、そろばんはじいて、それならいいよと言う。これじゃ、こんなものはちよつとも指導でも何でもないですね。極端に言う、それはやっていませんと答えるでしようが、だけれども現実はそのなんです。それから金との差がますます拡大しちゃう。

そこで、定数は正じゃありませんけれども、この差を縮めることがいい。それには緩和だ。緩和は具体的にどうしたらいいか。そうするには五ヘクタールのものを、例えば東京都の場合にはもつと強力な行政指導をしてそれにさせることも一つです。東京都には余り平らなところはないのですから。それを二十ヘクタールならさせます、五ヘクタールならさせませんなんて言ったんじや、これはできっこないと思うのです。

それからもう一つは、調整区域の中でも、例えば市町村長さんがここはいいなと思つたところは、開発計画を立ててそれを議会に図つて了承を得ればこれを一〇〇パーセントとか、ではどこをやるかというものはもちろん議会などの了承を得るといふようなチェック機能も必要だと思ひますが、そういうようにするとか、あるいはまた集落の中の囲まれた土地については、これはほとんど一般の人が、農家であらうと非農家であらうと、うちを建てたい人は建てられる、そうすればこれはスプロールにならないですよ。だからそういうことも積極的にしてやる。

そうすることによって、要するに調整区域の中の土地と市街化区域の中の金の卵の資産価値が一

対二ぐらいいまでになるわけですね。そうすると、この市街化区域の中に貴重な財産の農地を抱えた人は、うんと手を組んで考えるわけですね、これは大変だ。いつまでもこれをじつと持つていけるのいいか悪いかということになれば、そこに発想の転換が出てくる。そうすると、要するにこちららも今度は住宅が建てられますね、そういう可能性がどんどんふえてきますから、その資産価値の差が狭まってくれば、今のうちに発想の転換をし、ひいてはこちらが今度は宅地供給に誘導されますから、したがって結果的に、あえて調整区域のところまでどんどんうちをつくらなくても、こつちも値段が下がってつくれるということになれば、相互作用でもって私は非常に宅地がふえてくると思うのです。そういう発想の転換をしないで、今あなたがそこで読んだことなら、私には読まなくてももう最初からわかつてる。だから、そういうふうによつて、住宅を建てられるような線引きの見直しということをやらないといけないのじゃないか。

最後に、基本的には都市計画というのは、山は山、川は川で残すのが私はすばらしい町づくりだと思ふのです。今市街化区域の中の農地を放さない、調整区域の中の農地にはうちはつくれないとなれば、拠点開発とかいろいろな大きいプロジェクトを持つてくるのは山なんです。東京都の近郊の山が崩され始めたら大変ですよ。東京都だけじゃありませんがね。山をああいうふうにならな開発をすると、いつかの台風のときにはまた大きな問題が起る可能性がある。だから、山は本当は神様が山として持つてきたんだから、神様の命令に従つて、やはり山は山として永続させる方がいいんじゃないか、私はこういうふう思うのです。そのために、調整区域のもつと根本的な、抜本的な、ダイナミックな発想の転換を大いにひとつ御検討されますようお願いしまして、私の質問を終わります。

○中島委員長 次回は、来る十九日火曜日午前九時五十分理事会、午前十時委員会を開会すること

とし、本日は、これにて散会いたします。
午前十一時五十分散会

許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律案

許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化に関する法律

目次

- 第一章 大蔵省関係(第一条―第五条)
- 第二章 厚生省関係(第六条―第九条)
- 第三章 通商産業省関係(第十条―第十二条)
- 第四章 運輸省関係(第十三条―二十条)
- 第五章 郵政省関係(第二十一条)
- 第六章 労働省関係(第二十二条)
- 第七章 建設省関係(第二十三条―第二十五条)
- 第八章 自治省関係(第二十六条)
- 附則

第一章 大蔵省関係

(担保附社債信託法の一部改正)
第一条 担保附社債信託法(明治三十八年法律第五十二号)の一部を次のように改正する。

第七条ノ二を削る。
(信託業法の一部改正)
第二条 信託業法(大正十一年法律第六十五号)の一部を次のように改正する。

第二条ノ二を削る。
(無尽業法の一部改正)
第三条 無尽業法(昭和六年法律第四十二号)の一部を次のように改正する。

第四条ノ二を削る。
(信用金庫法の一部改正)
第四条 信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)の一部を次のように改正する。

第五十三条中第九項を第十一項とし、第六項から第八項までを二項ずつ繰り下げ、第五項を第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 信用金庫が第四項の規定により同項に規定する国債等に係る業務を行おうとする場合に

は、当該信用金庫は、不特定かつ多数の者を相手方とする当該業務については、その内容及び方法を定めて、大蔵大臣の認可を受けなければならない。当該許可を受けた業務の内容及び方法を変更しようとするときも、同様とする。

第五十三条第四項中「前項第四号」を「第三項第四号」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4 信用金庫は、前三項の規定により行う業務のほか、第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、国債等に係る引受け、募集又は売出しの取扱い、売買その他の業務(前項の規定により行う業務を除く。)を行うことができる。

第五十四条第六項中「前条第六項から第九項まで」を「前条第八項から第十一項まで」に、「同条第六項」を「同条第八項」に、「同条第九項」を「同条第十一項」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「前項第四号」を「第四項第四号」に改め、同項を同条第六項とし、同項の次に次の一項を加える。

7 信用金庫連合会が第五項の規定により同項に規定する国債等に係る業務を行おうとする場合には、当該信用金庫連合会は、不特定かつ多数の者を相手方とする当該業務については、その内容及び方法を定めて、大蔵大臣の認可を受けなければならない。当該認可を受けた業務の内容及び方法を変更しようとするときも、同様とする。

第五十四条第四項の次に次の一項を加える。

5 信用金庫連合会は、前各項の規定により行う業務のほか、第一項各号に掲げる業務の遂行を妨げない限度において、国債等に係る引受け、募集又は売出しの取扱い、売買その他の業務(前項の規定により行う業務を除く。)を行うことができる。

(外国為替及び外国貿易管理法の一部改正)
第五条 外国為替及び外国貿易管理法(昭和二十

四年法律第二百二十八号)の一部を次のように改正する。

第十条第三項中「、外国為替業務を営む営業所の名称若しくは位置を変更し」を削り、同条第四項中「全部又は一部を」を「名称若しくは位置を変更し、又は外国為替業務を営む営業所の全部若しくは一部に改める。」

第七十一条中「若しくはこれらの業務を営む営業所の名称若しくは位置を変更した者」を削る。

第七十二条第一号中「又は両替業務」を「若しくは両替業務を営む営業所の名称若しくは位置を変更した者又はこれらの業務」に改める。

第二章 厚生省関係

(医療法の一部改正)

第六条 医療法(昭和二十三年法律第二百五号)の一部を次のように改正する。

第七條第二項中「変更しようとするときも」の下に「省令で定める場合を除き」を加える。

第十四条第二項を削る。

(興行場法の一部改正)

第七條 興行場法(昭和二十三年法律第三百七号)の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

第二条の二 興行場営業を営む者(以下「営業者」という。)について相続又は合併があつたときは、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該興行場営業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、営業者の地位を承継する。

2 前項の規定により営業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第三条第一項中「興行場営業を営む者(営業者」という。以下同じ。)」を「営業者」に改める。

(旅館業法の一部改正)

第八条 旅館業法(昭和二十三年法律第三百八号)の一部を次のように改正する。

第三条の次に次の二条を加える。

第三条の二 前条第一項の許可を受けて旅館業を営む者(以下「営業者」という。)たる法人の合併の場合(営業者たる法人と営業者でない法人が合併して営業者たる法人が存続する場合を除く。において、当該合併について都道府県知事の承認を受けたときは、合併後存続する法人又は合併により設立された法人は、営業者の地位を承継する。

2 前条第二項(申請者に係る部分に限る。)及び第三項から第六項までの規定は、前項の承認について準用する。この場合において、同条第二項中「申請者」とあるのは、「合併後存続する法人又は合併により設立される法人」と読み替へるものとする。

第三条の三 営業者が死亡した場合において、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該旅館業を承継すべき相続人を選定したときは、その者。以下同じ。)が被相続人の営んでいた旅館業を引き継ぎ営もうとするときは、その相続人は、被相続人の死亡後六十日以内に都道府県知事に申請して、その承認を受けなければならない。

2 相続人が前項の承認の申請をした場合においては、被相続人の死亡の日からその承認を受ける日又は承認をしない旨の通知を受ける日までは、被相続人に対して第三条第一項の許可は、その相続人に対してしたものとみなす。

3 第三条第二項(申請者に係る部分に限る。)及び第三項から第六項までの規定は、第一項の承認について準用する。

4 第一項の承認を受けた相続人は、被相続人に係る営業者の地位を承継する。

第九条の三中「第三条」の下に「から第三条の三まで」を加える。

(公衆浴場法の一部改正)

第九条 公衆浴場法(昭和二十三年法律第三百九号)の一部を次のように改正する。

第二条の次に次の一条を加える。

第二条の二 浴場業を営む者(以下「営業者」という。)について相続又は合併があつたときは、相続人(相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により当該浴場業を承継すべき相続人を選定したときは、その者)又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、営業者の地位を承継する。

2 前項の規定により営業者の地位を承継した者は、遅滞なく、その事実を証する書面を添えて、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第三条第一項中「浴場業を営む者(営業者」という。以下同じ。)」を「営業者」に改める。

第三章 通商産業省関係

(消費生活用製品安全法の一部改正)

第十条 消費生活用製品安全法(昭和四十八年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一節 検査等(第三条第一項)」を「第一節 製造事業者の登録及び特

定製品の型式等(第八条第三十二條の五)」を「第一節 基準並びに販売及び表示の制限(第三

第二節 検査等(第六條、第七條)」に改める。

第二節の二 製造事業者の登録及び第一種特定製品(第三十二條)の型式等(第三十二條の五)」に改

める。

3 この法律において「第一種特定製品」とは、その製造又は輸入の事業を行う者のうちに、一般消費者の生命又は身体に対する危害の発

生を防止するため必要な品質の確保が困難である者がある」と認められる特定製品で政令で定めるものをいふ。「第二種特定製品」とは、第一種特定製品以外の特定製品をいう。

第二章 第一節 基準並びに販売及び表示の制限

第四條 次のように改める。

(販売の制限)

第一種特定製品の製造、輸入又は販売の事業を行う者は、特定製品のうち、次の各号に掲げる特定製品の種類ごとに当該各号に定める特定製品以外のものを販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。

一 第一種特定製品 主務大臣が行う検査を受け、これに合格したものと第七條の規定により表示が附されている第一種特定製品及び第二十七條(第三十二條の四第二項)において準用する場合を含む。の規定により表示が附されている第一種特定製品

二 第二種特定製品 第三十二條の十の規定により表示が附されている第二種特定製品前項の規定は、同項に規定する者が次に掲げる場合に該当するときは、適用しない。

一 輸出用の特定製品を販売し、又は販売の目的で陳列する場合において、その旨を主務大臣に届け出たとき。

二 輸出用以外の特定の用途に供する特定製品を販売し、又は販売の目的で陳列する場合において、主務大臣の承認を受けたとき。

三 第二十六條第一項ただし書第一号若しくは第三十二條の七第一項ただし書第二号の承認に係る特定製品を販売し、又は販売の目的で陳列するとき。

第七條及び第二章第二節の節名を削る。

第六条中「特定製品」を「第一種特定製品」に、「行ない」を「行い」に、「附さなければ」を「付さなければ」に改め、同条を第七条とする。

第五條中「特定製品」を「第一種特定製品」に、「前条」を「第四條第一項第一号」に改め、同条を第六條とする。

第四條の次に次の一條並びに節名及び款名を加える。

(表示の制限)

第五條 何人も、前條第一項各号に規定する規定により表示を付する場合を除くほか、特定製品にこれらの規定の主務省令で定める方式による表示又はこれらと紛らわしい表示を付してはならない。

第二節 第一種特定製品

第一款 検定

第八條の前に次の款名を付する。

第二款 製造事業者の登録及び第一種特定製品の型式等

第八條第一項中「特定製品」を「第一種特定製品」に、「行なう」を「行い」に改め、同條第二項第三号から第五号までの規定中「特定製品」を「第一種特定製品」に改め、同項第六号中「特定製品」を「第一種特定製品」に、「行なう」を「行い」に改める。

第十九條第一号中「第四條、第七條」を「第四條第一項、第五條」に改める。

第二十三條の見出し中「特定製品」を「第一種特定製品」に改め、同條第一項中「特定製品」を「第一種特定製品」に改め、「定める」の下に「第一種特定製品の」を加え、「以下」を「次項、次条及び第三十二條の四第一項において」に改め、同條第三項中「特定製品」を「第一種特定製品」に改める。

第二十四條第一号中「特定製品」を「第一種特定製品」に改める。

第二十六條第一項中「特定製品」を「第一種特定製品」に改め、同條第二項中「特定製品」を「第一種特定製品」に、「行ない」を「行い」に改める。

第二十七條中「特定製品」を「第一種特定製品」に、「附する」を「付する」に改める。

第二十九條中「特定製品」を「第一種特定製品」に、「表示を附する」を「規定により表示を付する」に改める。

第三十條中「特定製品」を「第一種特定製品」に改める。

第三十二條の二第一項中「特定製品」を「第一種特定製品」に改め、同條第二項中「第七條」を「第五條」に改め、「同條及び第三十條中」を削り、「特定製品」と、同條中「第一種特定製品」とあるのは、本邦に輸出される第一種特定製品」とに改める。

第三十二條の三第一項第一号中「第四條、第七條」を「第四條第一項、第五條」に改め、同項第三号中「第一号の下に」及び第三号を加え、同項第五号及び第六号中「特定製品」を「第一種特定製品」に改める。

第三十二條の四の見出し及び同條第一項中「特定製品」を「第一種特定製品」に改め、同條第二項中「(第一号の下に)及び第三号」を加え、「特定製品」を「第一種特定製品」に、「附する」を「付する」に改める。

第三十二條の五第二号中「第一号の下に」及び第三号を加え、同條の次に次の一節を加える。

第二節の二 第二種特定製品

(事業の届出等)

第三十二條の六 第二種特定製品の製造又は輸入の事業を行う者は、主務省令で定める第二種特定製品の区分(以下単に「第二種特定製品の区分」という。)に従い、次の事項を主務大臣に届け出ることができる。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 主務省令で定める第二種特定製品の型式の区分

三 当該第二種特定製品を製造する工場又は

事業場の名称及び所在地(第二種特定製品の輸入の事業を行う者にあつては、当該第二種特定製品の製造事業者の氏名又は名称及び住所)

四 検査規程(当該第二種特定製品の安全基準に対する適合性について検査する方法に關し主務省令で定める事項について記載したものをいう。以下同じ。)

五 当該第二種特定製品の欠陥により一般消費者の生命又は身体について損害が生じ、その被害者に対してその損害の賠償を行う場合に備えてとるべき措置

2 前項の規定による届出をしようとする場合には、同項第五号の措置をとつていることを証する書面その他の主務省令で定める書類を主務大臣に提出しなければならない。

3 第十三條第一項本文及び第二項、第十四條、第十六條並びに第二十二條の規定は、第一項の規定による届出をした者に準用する。

この場合において、第十四條中「第八條第二項第一号又は第三号から第六号まで」とあるのは、「第三十二條の六第一項各号」と、第二十二條中登録簿の原本の交付又は閲覧」とあるのは、「第三十二條の六第一項第一号及び第二号に掲げる事項に係る情報の提供」と読み替へるものとする。

(基準適合義務等)

第三十二條の七 前條第一項の規定による届出をした者は、同項の規定による届出に係る型式の第二種特定製品を製造し、又は輸入する場合においては、安全基準に適合するようにしなければならない。ただし、次に掲げる場合に該当するときは、この限りでない。

一 輸出用の第二種特定製品を製造し、又は輸入する場合において、その旨を主務大臣に届け出たとき。

二 輸出用以外の特定の用途に供する第二種特定製品を製造し、又は輸入する場合において、主務大臣の承認を受けたとき。

三 試験用に製造し、又は輸入するとき。

2 前條第一項の規定による届出をした者は、検査規程に従い、その製造又は輸入に係る前項の第二種特定製品(同項ただし書の規定の適用を受けて製造され、又は輸入されるものを除く。)について検査を行い、かつ、主務省令で定めるところにより、その検査記録を作成し、これを保存しなければならない。

(検査規程)

第三十二條の八 第三十二條の六第一項の規定による届出をした者(以下「届出事業者」という。)は、検査規程の内容が主務省令で定める技術上の基準に適合するようにしなければならない。

(損害賠償措置)

第三十二條の九 届出事業者は、第三十二條の六第一項第五号の措置が主務省令で定める基準に適合するようにしなければならない。

(表示)

第三十二條の十 届出事業者は、その第三十二條の六第一項の規定による届出に係る型式(以下単に「届出に係る型式」という。)の第二種特定製品を製造し、又は輸入したときは、これに主務省令で定める方式による表示を付することができる。

(改善命令)

第三十二條の十一 主務大臣は、次の場合には、届出事業者に対し、第二種特定製品の製造、輸入若しくは検査の方法その他の業務の方法の改善又は第三十二條の六第一項第五号の措置の改善に關し必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 届出事業者が第三十二條の七第一項の規定に違反していると認めるとき。

二 検査規程の内容が第三十二條の八の主務省令で定める技術上の基準に適合していないと認めるとき。

三 第三十二條の六第一項第五号の措置が第三十二條の九の主務省令で定める基準に適

合していないと認めるとき。

(表示の禁止)

第三十二条の十二 主務大臣は、次の各号に掲げる場合には、届出事業者に対し、一年以内の期間を定めて当該各号に定める届出に係る型式の第二種特定製品に第三十二条の十の規定により表示を付することを禁止することができる。

一 届出事業者が製造し、又は輸入したその届出に係る型式の第二種特定製品(第三十二条の七第一項ただし書の規定の適用を受けて製造し、又は輸入したものを除く。)が安全基準に適合していない場合において、一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止するため特に必要があると認めるとき。当該安全基準に適合していない第二種特定製品の届出に係る型式の第二種特定製品が製造し、又は輸入したその届出に係る型式の第二種特定製品について、第三十二条の七第二項の規定に違反したとき。当該違反に係る第二種特定製品の届出に係る型式

三 届出事業者が前条第一号の場合に該当する場合において、その届出に係る型式の第二種特定製品について同条の規定による命令に違反したとき。当該違反に係る第二種特定製品の届出に係る型式

2 主務大臣は、届出事業者が前条第二号又は第三号の場合における同条の規定による命令に違反したときは、当該届出事業者に対し、一年以内の期間を定めてその届出に係る第二種特定製品の区分に属する届出に係る型式の第二種特定製品に第三十二条の十の規定により表示を付することを禁止することができる。

第三十三条第一項中「特定製品に係る」を「第一種特定製品及び主務省令で定める第二種特定製品に係る」に改め、同項第一号中「この章第一節」を「第四節第二項第一号の規定による届出の

受理及びこの章第二節第一款に、「特定製品」を「第一種特定製品」に改め、「(第三十三条及び第四十四条ただし書第二号の規定による事務を除く。)」を削り、同項第二号中「前節」を「この章第二節第二款に、「特定製品を第一種特定製品に、「前条」を第三十二条の五に改め、同項に次の一号を加える。

三 前節に規定する第二種特定製品に係る届出の受理に関する事務(第三十二条の七第一項ただし書第二号、第三十二条の十一及び第四十四条第一項中「この章第一節第三款及び第四十四条ただし書第二号を除く。及び前節」を「第四節第二款に改め、「第三十二条の五を除く。の下に」並びに前節(第三十二条の七第一項ただし書第二号、第三十二条の十一及び第三十二条の十二を除く。を加える。

第三十五条第一号中「第六号又は第二十七号(第三十二条の四第二項において準用する場合を含む。の表示が付されていないを」第四十四条第一項の規定に違反して」に改め、「(第四十四条ただし書の規定の適用を受けて販売した場合を除く。を削り、同条第二号中「特定製品を」第一種特定製品」に改め、同条に次の一号を加える。

三 届出事業者がその届出に係る型式の第二種特定製品で安全基準に適合しないものを製造し、輸入し、又は販売したとき(第三十二条の七第一項ただし書の規定の適用を受けて製造し、又は輸入した場合を除く。を削り、同条に次の一号を加える。

第八十三条第一項中「行なう」を「行う」に改め、「登録製造事業者」の下に「及び届出事業者」を加え、同条第二項中「登録製造事業者」の下に「又は届出事業者」を加える。

第八十六条第一項中「第四号ただし書第二号」を「第四号第二項第二号に、「又は第三十二条の四第一項を、第三十二条の四第一項又は第三十二条の七第一項ただし書第二号」に改め

る。

第八十七条第一項第一号中「第四号」を削る。

第八十八条第一項中第三号を第五号とし、第二号を第三号とし、同号の次に次の一号を加える。

四 第三十二条の六第一項の規定による届出を受理したとき。

第八十八条第一項第一号の次に次の一号を加える。

二 第二十九条又は第三十二条の十二の規定により表示を付することを禁止したとき。

第八十九条第一項中「第二号第二項」の下に「及び第三号」を加える。

第九十五条第一項第一号中「第二章第二節を「第二章第二節第二款に、「特定製品を」第一種特定製品」に改め、「徴収」の下に「(登録製造事業者に係るものに限る。)」を加え、同項第三号中「第二章第一節」を「第四節第二項第三号を除く。の規定による届出の受理及び承認、第二章第二節第一款に、「(第三号の規定による安全基準の決定を除く。を、同章第二節の二の規定による第二種特定製品に係る届出の受理」に改め、「第八十三条第一項」の下に「及び第二項を、徴収」の下に「(登録製造事業者に係るものを除く。)」を加える。

第九十七条第一号中「第四号又は第七号」を「第四号第一項又は第五号」に改め、同条第二号中「第二十九号」の下に「又は第三十二条の十二第一項第二号及び第三号を除く。を加える。

第九十八条中「第二十六号第二項」の下に「又は第三十二条の七第二項」を加え、「行なわず」を行わず」に改める。

第一百四十一条第一号中「第十六号の下に」(これらの規定を第三十二条の六第三項において準用する場合を含む。を加える。

別表第三号中「消防用機械器具等」を「検定対象機械器具等及び第二十一条の十六の二に規定する自主表示対象機械器具等」に改める。

(石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部改正)

第十二条 石油及び可燃性天然ガス資源開発法(昭和二十七年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第八号中「掘さくしよう」を「掘削しよう」に、「掘さく泥水」を「掘削泥水」に、「掘さく泥水の」を「第三十五条第一項の規定による届出を受理した日から六十日以内に限り、掘削泥水の」に改める。

第九号中「掘さくしよう」を「掘削しよう」に、「掘さくする」を「第三十五条第一項の規定による届出を受理した日から六十日以内に限り、掘削する」に改める。

第三十五条中「坑井を掘さくしよう」を「坑井を掘削しよう」に、「掘さく」の開始の日を六十日前までに、「掘さくしよう」を「掘削しよう」に、「但し」を「ただし」に改め、同条に次の二項を加える。

2 前項の規定による届出をした者は、その届出が受理された日から六十日を経過した後でなければ、その届出に係る坑井を掘削してはならない。

3 通商産業大臣は、第一項の規定による届出に係る事項の内容が相当であると認めるときは、前項に規定する期間を短縮することができる。

第四十三条中「左の」を「次の」に改め、同条第一号中「第三十五条」を「第三十五条第一項」に改め、同条第二号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 第三十五条第二項の規定に違反して坑井を掘削した者

(ガス事業法の一部改正)

第十二条 ガス事業法(昭和二十九年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

目次中 第一節 検定等(第三十九条の二) 第二節 製造事業者の登録及びガス 第三節 指定検定機関(第三十九条の

三十九条の六) 用品の型式等(第三十九条の七―第三十九条の十四)を
十五・第三十九条の十六)

「第一節 定義(第三十九条の二)」
第二節 第一種ガス用品
第一款 製造事業者の登録及び第一種ガ
第三款 指定検定機関(第三十九条の十
第三節 第二種ガス用品(第三十九条の十
第四節 災害防止命令(第三十九条の二十

十九条の六) ス用品の型式等(第三十九条の七―第三十九条の十四)を
五・第三十九条の十六)
七―第三十九条の二十一)

第五章第一節の節名を次のように改める。

第一節 定義
第三十九条の二中「一般消費者等をいう」の下
に「以下同じ」を加え、同条に次の一項を加え
る。

2 この法律において「第一種ガス用品」とは、
構造、使用条件、使用状況等からみて特にガ
スによる災害の発生のおそれが多いと認めら
れるガス用品であつて、政令で定めるものを
いい、「第二種ガス用品」とは、その他のガス
用品をいう。

第五章第二節の節名を削る。
第三十九条の二の次に次の節名及び款名を付
する。

第二節 第一種ガス用品

第一款 検定等

第三十九条の三及び第三十九条の四中「ガス
用品」を「第一種ガス用品」に改める。

第三十九条の五中「ガス用品」を「第一種ガ
ス用品」に、「行ない」を「行い」に、「附さなけれ
ば」を「付さなければ」に改める。

第三十九条の六中「ガス用品」を「第一種ガ
ス用品」に改め、同条の次に次の款名を付する。

第二款 製造事業者の登録及び第一
種ガス用品の型式等

第三十九条の七中「ガス用品」を「第一種ガ
ス用品」に、「行なう」を「行う」に改める。

第三十九条の八の見出し及び同条第一項中

「ガス用品」を「第一種ガス用品」に改める。

第三十九条の九中「ガス用品」を「第一種ガ
ス用品」に、「行なう」を「行う」に改める。

第三十九条の十一第一項中「ガス用品」を「第
一種ガス用品」に改め、同条第二項中「ガス用
品」を「第一種ガス用品」に、「行ない」を「行い」
に改める。

第三十九条の十二及び第三十九条の十三中
「ガス用品」を「第一種ガス用品」に、「附する」を
「付する」に改める。

第三十九条の十三の二及び第三十九条の十三
の三(見出しを含む。)中「ガス用品」を「第一種
ガス用品」に改める。

第三十九条の十四第一項中「ガス用品」を「第
一種ガス用品」に改め、同条第二項中「ガス事
業法第三十九条の十三」との下に、「第八十条
の七」とあるのは「ガス事業法第三十九条の二十
二」とを加え、同条第三項中「ガス用品」を「第
一種ガス用品」に改め、「同条第三項中「第一
項」とありを削り、「同条第一号」を「同法第五
十八条第三項中「第一項の承認」とあるのは「ガ
ス事業法第三十九条の八第一項の承認」と、同
法第五十九条第一号に改め、「第八十条の七」と
あるのは「ガス事業法第三十九条の二十二」と
を加え、同条第四項中「ガス用品」を「第一種ガ
ス用品」に改め、同条第五項中「第六十七條の三
第一項(第六号を除く。)」を「第六十七條の三」

に、「ガス用品」を「第一種ガス用品」に改め、
「第六十四條」の下に「若しくは第八十条の七」
を、「同法第三十九条の十三」の下に「若しくは
第三十九条の二十二」を加え、同条第六項中「ガ
ス用品」を「第一種ガス用品」に改め、「第六十四
條」の下に「若しくは第八十条の七」を、「同法第
三十九条の十三」の下に「若しくは第三十九条の
二十二」を加え、同条第七項中「第三十九条の十
三」の下に「及び第三十九条の二十二(第一
号及び第三号を除く。)」を加え、「第三十九条
の十三」の三の二を「前条の二」に、「及び第三十九
条の十三」を、「第三十九条の十三及び第三十九条
の二十二」に改め、「と、第三十九条の十
一第一項」の下に「及び第三十九条の十二」を加
え、「ガス用品」を「第一種ガス用品」に、「輸出
用その他特定」を「第三十九条の十一第一項た
だし書中「輸出用その他特定」に、「附する」を
「付する」に改め、「付さないよう請求する」と
の下に、「第三十九条の二十二中「命ずる」とあ
るのは「請求する」と、「第一種ガス用品」とある
のは「本邦に輸出される第一種ガス用品」とを
加える。

第五章第三節の節名を削る。
第三十九条の十四の次に次の款名を付する。

第三節 指定検定機関

第五章に次の二節を加える。

第三節 第二種ガス用品
(事業開始の届出)

第三十九条の十七 第二種ガス用品の製造の事
業を行う者以下「第二種ガス用品製造事業
者」という。は、事業の開始の日から三十日
以内、次の事項を通商産業大臣に届け出な
ければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつ
ては、その代表者の氏名
二 当該第二種ガス用品の種類及び構造
三 当該第二種ガス用品を製造する工場又は
事業場の名称及び所在地
第三十九条の十八 第二種ガス用品の輸入の事

業を行う者(以下「第二種ガス用品輸入事業
者」という。は、事業の開始の日から三十日
以内、次の事項を通商産業大臣に届け出な
ければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつ
ては、その代表者の氏名
二 当該第二種ガス用品の種類及び構造
三 当該第二種ガス用品の製造事業者の氏名
又は名称及び住所
(基準適合義務)

第三十九条の十九 第二種ガス用品製造事業者
は、当該第二種ガス用品を製造する場合にお
いては、当該第二種ガス用品が通商産業省令
で定める技術上の基準に適合するようにしな
ければならない。

2 第三十九条の十一第一項ただし書の規定
は、前項の場合に準用する。
第三十九条の二十 第二種ガス用品輸入事業者
は、当該第二種ガス用品を販売する場合にお
いては、前条第一項の通商産業省令で定める
技術上の基準に適合するものを販売しなけれ
ばならない。ただし、輸出用その他特定の用
途に供する第二種ガス用品を販売する場合に
おいて通商産業大臣の承認を受けたときは、
この限りでない。

(準用)
第三十九条の二十一 液化石油ガス法第四十九
条及び第五十一条の規定は、第二種ガス用品
製造事業者に準用する。この場合において、
同法第四十九条中「第四十三条第二項第一号
又は第三号から第五号まで」とあるのは、「ガ
ス事業法第三十九条の十七各号」と読み替え
るものとする。

2 液化石油ガス法第四十九条及び第五十一条
の規定は、第二種ガス用品輸入事業者に準用
する。この場合において、同法第四十九条中
「第四十三条第二項第一号又は第三号から第
五号まで」とあるのは、「ガス事業法第三十九
条の十八各号」と読み替えるものとする。

3 液化石油ガス法第八十条の六の規定は、第二種ガス用品製造事業者又は第二種ガス用品輸入事業者に準用する。この場合において、同条中「第八十条の四第一項」とあるのは「ガス事業法第三十九条の十九第一項」と、「前条」とあるのは「ガス事業法第三十九条の二十」と読み替えるものとする。

第四節 災害防止命令

第三十九条の二十二 通商産業大臣は、次の各号に掲げる事由により一般消費者等の生命又は身体についてガスによる災害が発生するおそれがあると認める場合において、当該災害の拡大を防止するため特に必要があることを認めるときは、当該各号に規定する者に対し、その販売し、又は製造した当該ガス用品の回収を図ることその他当該ガス用品による一般消費者等の生命又は身体についての災害の拡大を防止するため必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

一 第二種ガス用品の販売の事業を行う者が第三十九条の五又は第三十九条の十二（第三十九条の十四第七項において準用する場合を含む。）の規定による表示が付されていない第一種ガス用品を販売したこと（第三十九条の三ただし書の規定の適用を受けて販売した場合を除く。）。

二 第三十九条の八第一項の承認を受けた登録製造事業者が当該承認に係る第一種ガス用品で第三十九条の五の通商産業省令で定める技術上の基準に適合しないものを製造したこと（第三十九条の十一第一項ただし書の規定の適用を受けて製造した場合を除く。）。

三 第二種ガス用品製造事業者又は第二種ガス用品輸入事業者が第二種ガス用品で第三十九条の十九第一項の通商産業省令で定める技術上の基準に適合しないものを製造し、又は販売したこと（同条第二項において

て準用する第三十九条の十一第一項ただし書又は第三十九条の二十ただし書の規定の適用を受けて製造し、又は販売した場合を除く。）。

第四十一条第一項第八号及び第十号中「ガス用品」を「第一種ガス用品」に改める。

第四十六条第一項及び第四十七条第一項中「製造」の下に「輸入」を加え、「行なう」を「行う」に改める。

第四十七条の三を第四十七條の四とし、第四十七條の二を第四十七條の三とし、第四十七條の次に次の一条を加える。

（ガス用品の提出）

第四十七條の二 通商産業大臣は、前条第一項の規定によりその職員にガス用品の製造、輸入又は販売の事業を行う者の営業所、事務所その他の事業場に立ち入り、検査をさせた場合において、その所在の場所において検査をさせることが著しく困難であると認められるガス用品があつたときは、その所有者又は占有者に対し、期限を定めて、これを提出すべきことを命ずることができる。

2 同（前項の規定に基づく通商産業大臣の権限が都道府県知事に委任されている場合にあつては、都道府県）は、同項の規定による命令によつて生じた損失を所有者又は占有者に対し補償しなければならない。

3 前項の規定により補償すべき損失は、第一項の命令により通常生ずべき損失とする。

第五十六条の二を第五十六條の三とし、第五十六條の次に次の一条を加える。

第五十六條の二 第三十九条の二十二の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役若しくは五万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

第五十八條の二中「ガス用品」を「第一種ガス用品」に改める。

第五十九條第一号中「又は第三十九条を」、第三十九条、第三十九条の十七又は第三十九条

の十八に改め、同条第六号中「又は第四十条の三」を「第三十九条の二十一第三項において準用する液化石油ガス法第八十条の六、第四十条の三又は第四十七條の二第一項」に改める。

第六十一条第一号中「又は第三十九条の十四第二項」を「第三十九条の十四第二項に」、「第四十九條を」又は第三十九条の十四第二項若しくは第三十九条の二十一第一項若しくは第二項において準用する同法第四十九條に改める。

第四章 運輸関係

（海事代理士法の一部改正）

第十三条 海事代理士法（昭和二十六年法律第三十二号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「その事由があつた日から七日以内に」を削る。

（道路運送法の一部改正）

第十四条 道路運送法（昭和二十六年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第五十七條第四項を削る。

第五十八條第二項、第五十九條第三項及び第六十條第二項中「及び第四項」及び「及び供用の開始があつた場合」を削る。

（海上運送法の一部改正）

第十五条 海上運送法（昭和二十四年法律第八十七号）の一部を次のように改正する。

第九条に次の一項を加える。

3 運輸大臣が標準運送約款を定めて公示した場合（これを變更して公示した場合を含む。）において、一般旅客定期航路事業者が、標準運送約款と同一の運送約款を定め、又は現に定めている運送約款を標準運送約款と同一のものに変更したときは、その運送約款については、第一項の規定による認可を受けたものとみなす。

（タクシ業務適正化臨時措置法の一部改正）

第十六条 タクシ業務適正化臨時措置法（昭和四十五年法律第七十五号）の一部を次のように改正する。

第五条第二項第一号中「住所及び本籍」を

「及び住所」に改める。

（倉庫業法の一部改正）

第十七条 倉庫業法（昭和三十一年法律第二百一十一号）の一部を次のように改正する。

第八条に次の一項を加える。

3 運輸大臣が標準倉庫寄託約款を定めて公示した場合（これを變更して公示した場合を含む。）において、倉庫業者が、標準倉庫寄託約款と同一の倉庫寄託約款を定め、又は現に定めている倉庫寄託約款を標準倉庫寄託約款と同一のものに変更したときは、その倉庫寄託約款については、第一項の規定による届出をしたものとみなす。

（内航海運組合法の一部改正）

第十八条 内航海運組合法（昭和三十一年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。

第四十七條第二項中「變更」の下に「運輸省令で定める事項に係るものを除く。」を加え、同条に次の一項を加える。

4 海運組合は、第二項の運輸省令で定める事項に係る定款の變更をしたときは、遅滞なく、その旨を運輸大臣に届け出なければならない。

（船舶安全法の一部改正）

第十九条 船舶安全法（昭和八年法律第十一号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「第二条第一項第一号乃至第五号、第十号乃至第十二号」を「第二条第一項各号」に、「満載吃水線二関シ」を「満載喫水線二関シ特別検査以外」に、「特別検査」を「命令ヲ以テ定ムルモノ」に改める。

第二十三条第一項中「第八条」を「第八条第一項」に、「第二条第一項第一号乃至第五号、第十号乃至第十二号」を「第二条第一項各号」に、「満載吃水線ノ検査」を「満載喫水線二関スル検査（第八条第一項ノ命令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク）」に改める。

（航空法の一部改正）

第二十条 航空法（昭和二十七年法律第二百三十

一 号)の一部を次のように改正する。
第六十五条第二項中「左の表」を「次の表」に、

航 空 機	業 務
次の各号の一に該当する航空機 一 構造上、引込式降着装置又はフラップの操作その他航空機の操縦のために二人を要する航空機 二 旅客の運送の用に供する航空機で計器飛行方式により飛行するもの 三 旅客の運送の用に供する航空機で飛行時間が五時間を超えるもの	航空機の操縦 航空機に乗り組んで行うその発動機及び機体の取扱い(操縦装置の操作を除く。)

第五章 郵政省関係

(電波法の一部改正)

第二十一条 電波法(昭和二十五年法律第百三十一号)の一部を次のように改正する。

第三十七条を次のように改める。

(無線設備の機器の検定)

第三十七条 次に掲げる無線設備の機器は、その型式について、郵政大臣が行う検定に合格したものでなければ、施設してはならない。

ただし、郵政大臣が行う検定に相当する型式検定に合格している機器その他の機器であつて郵政省令で定めるものを施設する場合は、この限りでない。

一 第三十一条の規定により備え付けなければならない周波数測定装置

二 船舶に施設する緊急自動受信機

三 船舶安全法第二条(同法第二十九条ノ七の規定に基づく政令において準用する場合を含む。)の規定に基づく命令により船舶に備えなければならない救命艇用携帯無線電

「の外」を「のほか」に改め、同項の表を次のように改める。

信及びレター

四 航空機に施設する無線設備の機器であつて郵政省令で定めるもの

五 郵政省令で定める無線方位測定機

第七十三条第一項中「毎年一回」を「郵政省令で定める時期ごとに」に改め、「職員を無線局の下に」(「郵政省令で定めるものを除く。」)を加え、同項ただし書中「行なう」を「行う」に改め、同条第二項中「当該検査を毎年行なう」を「当該無線局についてその検査を同項の郵政省令で定める時期に行う」に、「無線局並びに外国地間を航行中の船舶及び航空機の無線局については」を「場合及び当該無線局のある船舶又は航空機が当該時期に外国地間を航行中の場合において」に、「省略する」を「その時期を延期し、又は省略する」に改め、同条の次に次の一条を加える。

(指定検査機関)

第七十三条の二 郵政大臣は、郵政省令で定める無線局について、その指定する者(以下「指定検査機関」という。)に、前条第一項の規定による検査(以下「定期検査」という。)を行わせることができる。

2 指定検査機関の指定は、郵政省令で定める区分ごとに、定期検査を行おうとする者の申請により行う。

3 郵政大臣は、指定検査機関の指定をしたときは、当該指定に係る区分の定期検査を行わないものとする。

4 郵政大臣は、指定検査機関の指定に係る区分の定期検査について前条第二項の規定によりその時期を延期し、又は省略することとしたときは、その旨を当該指定検査機関に通知するものとする。

5 第三十八条の三、第三十八条の四、第三十八条の五第二項及び第三十八条の六から第三十八条の十五までの規定は、指定検査機関について準用する。この場合において、第三十八条の三中「前条第二項」とあるのは「第七十三

条の二第二項」と、同条第一項、第三十八条の四第一項及び第二項、第三十八条の五第二項、第三十八条の七、第三十八条の八、第三十八条の十、第三十八条の十一、第三十八条の十二第一項、第三十八条の十三第一項、第三十八条の十四第二項及び第三項並びに第三十八条の十五中「技術基準適合証明」とあるのは「第七十三条の二第一項の定期検査」と、第三十八条の五第二項中「かつ」とあるのは「かつ、無線局の検査に必要な知識及び経験について」と、「審査」とあるのは「検査」と、同項、第三十八条の六第二項及び第三項並びに第三十八条の七中「証明」とあるのは「検査」と、第三十八条の十四第二項第一号中「この章」とあるのは「第七十三条の二第五項において準用するこの章」と、第三十八条の十五第一項中「第三十八条の二第三項」とあるのは「第七十三条の二第三項」と読み替えるものとする。

条の五第二項の下に「第七十三条の二第五項において準用する場合を含む。」を、「(航空機局の通信連絡)の下に」第七十三条第一項検査、第七十三条の二第一項(指定検査機関)を加え、同項第二号中「第四十七條の二」の下に「及び第七十三條の二第五項」を加え、「若しくは指定試験機関」を、「指定試験機関若しくは指定検査機関」に、「若しくは試験員」を、「試験員若しくは検査員」に改め、同項第三号中「変更の命令」の下に、第七十三條の二第一項の規定による指定検査機関の指定」を加える。

第六十三条第一項中「当該指定試験機関」を「当該指定試験機関、指定検査機関が行う検査を受ける者にあつては当該指定試験機関」に改め、同条第二項中「指定試験機関」の下に「又は指定検査機関」を、「当該指定試験機関」の下に「又は当該指定検査機関」を加える。

第六十四条の五の見出し中「指定証明機関又は指定試験機関」を「指定証明機関等」に改め、同条中「又は指定試験機関」を、「指定試験機関又は指定検査機関」に改める。

第九十九条の二中「第四十七條の二」の下に「及び第七十三條の二第五項」を加える。

第七十條の二中「第四十七條の二」の下に「及び第七十三條の二第五項」を加え、同条第三号中「第四十七條の二」の下に「及び第七十三條の二第五項」を加え、「又は指定試験機関」を、「指定試験機関又は指定検査機関」に改める。

第一百十三條の二中「又は指定試験機関」を、「指定試験機関又は指定検査機関」に改め、同条第一号及び第二号中「第四十七條の二」の下に「及び第七十三條の二第五項」を加え、同条第三号中「第四十七條の二」の下に「及び第七十三條の二第五項」を加え、「又は指定試験機関」を、「指定試験機関又は指定検査機関」に改める。

「作業環境測定法の一部改正」

第二十二條 作業環境測定法(昭和五十年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第六十條 労働省関係

(作業環境測定法の一部改正)

第二十二條 作業環境測定法(昭和五十年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第六十條 労働省関係

(作業環境測定法の一部改正)

第二十二條 作業環境測定法(昭和五十年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第六十條 労働省関係

(作業環境測定法の一部改正)

第二十二條 作業環境測定法(昭和五十年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第六十條 労働省関係

(作業環境測定法の一部改正)

第二十二條 作業環境測定法(昭和五十年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第六十條 労働省関係

(作業環境測定法の一部改正)

第二十二條 作業環境測定法(昭和五十年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

第六十條 労働省関係

(作業環境測定法の一部改正)

第二十二條 作業環境測定法(昭和五十年法律第二十八号)の一部を次のように改正する。

(地代家賃統制令の一部改正)

第二十五条 地代家賃統制令(昭和二十一年勅令第四百四十三号)の一部を次のように改正する。

第二十四条の次に次の一条を加える。

第二十四条の二 この勅令は、昭和六十一年十二月三十一日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にした行為に対する罰則の適用については、同日後も、なおその効力を有する。

第八章 自治省関係

(消防法の一部改正)

第二十六条 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第四章の二 消防用機械器具等の検定」を「第四章の二 消防の用に供する機械器具等の検定等」に改める。

「第四章の二 消防用機械器具等の検定」を「第一節 消防用機械器具等の検定」を

「第四章の二 消防の用に供する機械器具等の検定」に改める。

第二十一条の二 第一項中「で政令で定めるもの(以下「消防用機械器具等」という。を「のうちに、一定の形状、構造、材質、成分及び性能(以下「形状等」という。を有しないときは火災の予防若しくは警戒、消火又は人命の救助等のために重大な支障を生ずるおそれのあるものであり、かつ、その使用状況からみて当該形状等を有することについてあらかじめ検査を受ける必要があると認められるものであって、政令で定めるもの(以下「検定対象機械器具等」という。に改め、同条第二項中「消防用機械器具等」を「検定対象機械器具等」に、「形状、構造、材質、成分及び性能(以下「形状等」という。を「形状等」に改め、「(以下「技術上の規格」という。を「行ない」に改め、同条第三項中「個々の」に、「消防用機械器具等」を「検定対象機械器具等」に、「行なう」を「行ない」に改め、同条第四項中「消防用機械器具等」を「検定対象機械器具等」に改める。

等」に、「附されて」を「付されて」に改める。

第二十一条の三 第一項中「行なう消防用機械器具等」を「行ない検定対象機械器具等」に改め、同条第二項中「消防用機械器具等」を「検定対象機械器具等」に改め、同条第三項中「ところにより」の下に「前条第二項に規定する」を加え、「消防用機械器具等」を「検定対象機械器具等」に、「行ない」を「行ない」に、「つけて」を「付して」に、「同項」を「前項」に改める。

第二十一条の四 第二項中「消防用機械器具等」を「検定対象機械器具等」に改め、「係る形状等」の下に「第二十一条の二第二項に規定する」を、「当該形状等」の下に「同項に規定する」を加える。

第二十一条の五 第一項中「自治大臣は、」の下に「第二十一条の二第二項に規定する」を加え、「すでに」を「既に」に、「消防用機械器具等」を「検定対象機械器具等」に改め、「変更後の」の下に「同項に規定する」を加える。

第二十一条の六 第一項第二号及び第二十一条の七中「消防用機械器具等」を「検定対象機械器具等」に改める。

第二十一条の八 第一項中「消防用機械器具等」を「検定対象機械器具等」に、「行ない」を「行ない」に改める。

第二十一条の九 第一項中「消防用機械器具等」を「検定対象機械器具等」に、「付さなければ」を「付さなければ」に改め、同条第二項中「附して」を「付して」に改める。

第二十一条の十 中「消防用機械器具等」を「検定対象機械器具等」に、「すでに行なつた」を「既に行つた」に改める。

第二十一条の十一 第一項中「消防用機械器具等」を「検定対象機械器具等」に、「行なう」を「行ない」に改め、同条第二項中「行ない」を「行ない」に、「行なう」を「行ない」に改め、同条第三項中「行なう」を「行ない」に、「消防用機械器具等」を「検定対象機械器具等」に改め、同条第三項中「行なう」を「行ない」に、「消防用機械器具等」を「検定対象機械器具等」に改める。

「行なつた」を「行つた」に改め、同条第四項中「消防用機械器具等」を「検定対象機械器具等」に、「行ない」を「行ない」に改める。

第二十一条の十二 中「附されて」を「付されて」に、「消防用機械器具等」を「検定対象機械器具等」に、「附させる」を「付させる」に改める。

第二十一条の十三 次の一項を加える。

第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十一条の十七 中「消防用機械器具等」を「検定対象機械器具等」に、「行ない」を「行ない」に改める。

第二十一条の三十六 中「行なう」を「行ない」に改める。

「消防用機械器具等」を「検定対象機械器具等」に改める。

第四章の二 第二節を第三節とし、第一節の次に次の一節を加える。

第二節 自主表示対象機械器具等の表示等

第二十一条の十六の二 検定対象機械器具等以外の消防の用に供する機械器具等のうち、一定の形状等を有しないときは火災の予防若しくは警戒、消火又は人命の救助等のために重大な支障を生ずるおそれがあるものであつて、政令で定めるもの(以下「自主表示対象機械器具等」という。は、次条第一項の規定による表示が付されているものでなければ、販売し、又は販売の目的で陳列してはならず、また、自主表示対象機械器具等のうち消防の用に供する機械器具又は設備は、同項の規定による表示が付されているものでなければ、その設置、変更又は修理の請負に係る工事に使用してはならない。

第二十一条の十六の三 自主表示対象機械器具等の製造又は輸入を業とする者は、当該自主表示対象機械器具等とその形状等が自治省令で定める自主表示対象機械器具等に係る技術上の規格に適合するものに、自治省令で定め

るところにより、当該技術上の規格に適合するものである旨の表示を付することができ

る。何人も、消防の用に供する機械器具等に、前項に規定する場合を除くほか同項の表示を付してはならず、又は同項の表示と紛らわしい表示を付してはならない。

第二十一条の十六の四 自主表示対象機械器具等の製造又は輸入を業とする者は、当該自主表示対象機械器具等に前条第一項の表示を付そうとするときは、あらかじめ、自治省令で定めるところにより、次に掲げる事項を自治大臣に届け出なければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 当該自主表示対象機械器具等の種類その他の自治省令で定める事項

前項の規定による届出を行つた者は、同項各号に掲げる事項に変更があつたとき、又は自主表示対象機械器具等の製造若しくは輸入の事業を廃止したときは、遅滞なく、その旨を、自治省令で定めるところにより、自治大臣に届け出なければならない。

第二十一条の十六の五 自治大臣は、消防の用に供する機械器具等第二十一条の十六の三第一項の規定によらないで同項の表示が付されているもの又は同項の表示と紛らわしい表示が付されているもののうち、販売業者等の事務所、事業所又は倉庫にあるものについて、当該販売業者等に対し、当該表示を除去し、又はこれに消印を付するべきことを命ずることができる。

第二十一条の十六の六 自治大臣は、前条に規定する権限を行使するために必要な限度において、販売業者等に対してその業務に関する報告をさせ、又はその職員に販売業者等の事務所、事業所若しくは倉庫に立ち入り、消防の用に供する機械器具等、帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しくは関係のある者に質

開させることができる。

前項の職員は、同項の規定により立ち入る場合においては、その身分を示す証明書を関係のある者に提示しなければならない。

第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第二十一条の十六の七 第二十一条の十四の規定は、前二条に規定する権限について準用する。

第三十六条の三の次に次の一条を加える。
第三十六条の四 この法律の規定に基づき政令又は自治省令を制定し、又は改廃する場合において、それぞれ、政令又は自治省令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）を定めることができる。

第四十三条の三「第二十一条の二第四項」の下に「又は第二十一条の十六の二を加える。」
第四十四条第三号中「又は第二十一条の九第二項」を、「第二十一条の九第二項又は第二十一条の十六の三第二項」に改め、同条第十二号中「第二十一条の十三第二項」の下に「又は第二十一条の十六の六第一項を加え、同項の」を「これらの」に改め、同号の次に次の一号を加える。
十二の二 第二十一条の十六の五の規定による命令に違反した者

第四十六条の三を次のように改める。
第四十六条の三 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の過料に処する。
一 第十六条の十三第二項又は第二十一条の二十二の規定に違反した者
二 第二十一条の十六の四第一項又は第二項の規定による届出を怠つた者

附則
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該

各号に定める日から施行する。

一 第二十二條の規定並びに附則第六條、第十条及び第二十一條の規定 公布の日から起算して一月を経過した日
二 第二十三條の規定 公布の日から起算して三月を経過した日
三 第七條から第九條までの規定 公布の日から起算して六月を経過した日
四 第十二條の規定 公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日
五 第二十一条中電波法第三十七條の改正規定 公布の日から起算して五月を超えない範囲内において政令で定める日
六 第十條の規定（消費生活用製品安全法別表の改正規定を除く。附則第三條において同じ。）公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日
七 第十條中消費生活用製品安全法別表の改正規定、第二十一条の規定（電波法第三十七條の改正規定を除く。）及び第二十六條の規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日
(外国為替及び外国貿易管理法の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第五條の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の外国為替及び外国貿易管理法第十條第三項（同法第十四條第二項において準用する場合を含む。）の規定による外国為替業務若しくは両替業務を営む営業所の名称若しくは位置の変更の許可を受けている者又はその申請を行つてゐる者は、第五條の規定による改正後の外国為替及び外国貿易管理法第十條第四項（同法第十四條第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出を行つたものとみなす。
(消費生活用製品安全法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第十條の規定の施行前に、同条の規定による改正後の消費生活用製品安全法第二條第三項の政令の制定の立案をしようとするときは、

第十條の規定による改正前の消費生活用製品安全法第八十九條第一項の規定の例による。
(石油及び可燃性天然ガス資源開発法の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第十一條の規定による改正前の石油及び可燃性天然ガス資源開発法第三十五條の規定による届出であつて第十一條の規定の施行前にされたもの及び当該届出に係る坑井の掘削に際し坑井内に注入する泥水の成分を変更し、又は当該坑井の位置を変更すべき旨の命令については、なお従前の例による。

(ガス事業法の一部改正に伴う経過措置)
第五条 第十二條の規定の施行前に、同条の規定による改正後のガス事業法第三十九條の第二項の政令の制定の立案をしようとするときは、

ガス事業法第四十八條の規定の例による。
(作業環境測定法の一部改正に伴う経過措置)

第六条 第二十二條の規定の施行の際現に同条の規定による改正前の作業環境測定法（以下この条において「旧法」という。）第三十四條第一項において準用する労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第四十八條第一項の規定による認可を受けている者又はその申請を行つてゐる者は、第二十二條の規定による改正後の作業環境測定法（以下この条において「新法」という。）第三十四條の二第一項の規定による届出を行つたものとみなす。

2 第二十二條の規定の施行の際現に旧法第三十四條第一項において準用する労働安全衛生法第四十九條の規定による許可を受けている者又はその申請を行つてゐる者は、新法第三十五條の二の規定による届出を行つたものとみなす。
(駐車場の一部改正に伴う経過措置)

第七条 第二十四條の規定の施行前に同条の規定による改正前の駐車場の法第十三條第一項若しくは第四項又は第十四條の規定による届出を行つた者は、それぞれ第二十四條の規定による改正後の駐車場の法第十三條第一項若しくは第四項又は第十四條の規定による届出を行つたものとみなす。

（罰則に関する経過措置）
第八条 この法律（附則第一条各号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前にした行為及び附則第四条の規定により従前の例によることとされる場合における第十一條の規定の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律の一部改正）
第九条 海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三十六号）の一部を次のように改正する。

第十七條の十二第三項中「第八條ニ掲グル船舶ニ付第二號第一項第一号乃至第五号、第十号乃至第十二号ニ掲グル事項又ハ滿載吃水線ノ検査」を「第八條第一項ニ掲グル船舶ニ付第二號第一項各号ニ掲グル事項又ハ滿載吃水線ニ関スル検査（第八條第一項ノ命令ヲ以テ定ムルモノヲ除ク）」に改める。
(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部改正)
第十条 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）の一部を次のように改正する。
第四十七條第二項中「第二十一條第二項第五号イ」及び「第二十三條第二項」の下に「同法第三十二條の二第四項において準用する場合を含む。」を加える。
(労働者設置法の一部改正)
第十一条 労働者設置法（昭和二十四年法律第六十二号）の一部を次のように改正する。
第四條第二十四号中「指定講習機関」の下に「指定登録機関」を加える。
第五條第三十号中「及び指定講習機関」を、「指定講習機関及び指定登録機関」に改める。

理由

行政改革の一環として、民間活力の發揮、推進に資するよう公的関与につき必要な是正を図るため、許可、認可等民間活動に係る規制の整理及び合理化を行う必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

昭和六十年十一月十八日印刷

昭和六十年十一月十九日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局